

## 第4回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ 議事録

○日時 平成30年11月12日（月） 9:30～12:30

○場所 中央合同庁舎5号館 共用第8会議室（20階）

○出席者

委員

山縣座長	相澤委員	安部委員	井上委員	江口委員
奥山委員	熊川委員	清水委員	浜田委員	藤林委員
増田委員	宮島委員			

参考人

川松参考人

事務局

藤原内閣官房審議官	長田総務課長	成松家庭福祉課長
宮腰虐待防止対策推進室長	國松虐待防止対策推進室長補佐	

○議題

平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について

○議事

○國松室長補佐 それでは、ただいまから第4回「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出欠状況ですけれども、松本座長代理から欠席の御連絡をいただいております。

また、本日も調査研究に関するヒアリングを実施することとしておりまして、全国児童相談所長会が昨年度と今年度の2カ年にわたり実施されております「児童相談所業務の推進に資するための相談体制のあり方に関する調査」につきまして御説明いただくため、本調査の主任研究者であります、子どもの虹情報研修センター研究部長の川松亮様にお越しいただいております。よろしく願いいたします。本日の会議の初めに御説明いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

また、第1回のワーキンググループで、委員から自治体の取り組みや組織改編のプロセスについて、詳しい説明が聞きたいとの御意見をいただいておりますことから、江口委員から大阪府の取り組みについて、藤林委員から福岡市の取り組みについて御説明いただく予定としております。

それでは、これより先の議事につきましては、山縣座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山縣座長 改めまして、皆さん、おはようございます。早朝から集まっておりますので、ありがとうございます。

きょうも3時間の予定で、先ほど司会からありました中身で進行していきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、資料の確認からよろしくお願いいたします。

○國松室長補佐 では、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

厚生労働省では審議会のペーパーレス化の取り組みを推進しておりますので、本日もお手元にありますタブレットを活用して御審議いただきたいと思います。

現在表示されている画面ですけれども、左上に青い文字でマイプライベートファイルというところがございますので、そちらをタッチしていただければと思ひます。全部で8種類のPDFのファイルが保存されておりますので、本日はこの資料に基づいて審議をお願いしたいと思います。

資料の構成としましては、最初、01番に議事次第が入っております。

資料1が子どもの虹情報研修センター川松部長様より御提出いただきましたヒアリング資料。

資料2が江口委員から御提出いただきました大阪府の取り組みに関する資料。

資料3が委員からのこれまでの主な意見を記載した資料。

資料4が事務局提出資料として、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取り組み状況に関する資料。

資料5が第1回から第3回までの本ワーキングにおける主な意見を記載した資料。

続きまして、構成員提出資料としまして、安部委員、奥山委員、清水委員、宮島委員から御提出いただいた資料をおつけしております。

最後に参考資料として、本ワーキンググループの設置要綱をおつけしております。

また、委員の皆様のお手元には、配付資料の紙媒体もあわせて配付させていただきますので、資料の欠落等はありませんでしょうか。

タブレットの操作方法につきましては、本日は説明を省略させていただきますけれども、操作方法がわからなくなった場合には、随時挙手をいただければ事務局の方で対応させていただきますので、お申しつけいただければと思ひます。

資料につきましては、以上となります。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最初の案件に入っていきたいと思いますが、まずはこれまでの流れで、あと残っていた全児相の調査について、川松さんから御報告をお願いしたいと思います。10分程度の時間、従来どおりです。その後、同じぐらいの時間で質疑を行いたいと思います。

本日、川松さんはその後御都合があるようですので、最後まで残っていただけませんので、必要があればそこで質問をお願いしたいと思います。

当初からパートに分けて幾つか報告をいただいていたのですが、大阪府の全体を聞かせてほしいという声もありましたので、その時間をとりました。加えて、前回までこれも同じようにお話しはいただいていたのですが、急遽、福岡市の所長もいらっしゃいますので、藤林委員に福岡市の様子についても報告をいただく。ただ、こちらは委員としての出席ですので、質疑は全体の議論の中で必要があればしていただくということで、個別の質問の時間はとらないという方向で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、早速ですけれども、川松さん、よろしくお願いします。

○川松参考人 よろしくお願ひいたします。子どもの虹の川松と申します。お招きいただきまして、ありがとうございます。

全国児童相談所長会の方で、児童相談所の体制に関する調査を去年、今年と2年間の計画で行っておられまして、その委託を受けましたので、私の方で中間的なまとめですけれども、報告させていただきます。まだ今年もヒアリングしておりますので、まとめる段階に至っておりませんが、夏の全児相の総会で報告した中間報告の資料に基づいて御報告させていただきます。

資料1をご覧くださいまして、まず最初に経緯に触れたいと思いますので、2枚目のスライドの3と4をご覧ください。

まず、調査の内容に入る前に、児童相談所の組織体制の変遷について少し整理しましたので、触れておきたいと思います。これは、戦後に厚生省が発出してきた児童相談所のガイドラインから該当部分を整理したものです。もともと児童相談所は3部制ということで始まりまして、当初からチャイルドガイダンスクリニックを中心に、一時保護機能と措置機能を付加するという形での3部制という形で進められてきているところです。これが1977年の児童相談所執務提要まで、ずっとその基本理念が引き継がれていることがわかります。

1990年に児童相談所運営指針になりまして、大きく性格が変わってきますけれども、この時には児童相談所の基本機能という形で定められています。

もともと児童福祉司と児童相談所は別組織であったものが、やがて児童相談所長の傘下に児童福祉司が統合されていくわけですが、今、全国の児童相談所でかなり相談員が置かれていますが、その名残なのだろうと思っています。

また、一番右側ですけれども、他の機関との統合をしても差し支えない、併設して

よいという通知がありまして、現在も女性相談所であるとか知的障害者更生相談所との併任の職員が児童相談所にかなりおられますけれども、そういったところから始まっているのかなと思います。

90年の運営指針になりまして、基本機能という形に変わりますけれども、90年代末から徐々に虐待対応が強化されて、児童相談所の性格が大きく変わっていくということになります。

90年の児童相談所運営指針を見ますと、地区別構成であるとか、相談種類別構成というものが例示されておりまして、そういった形態が勧められています。

2006年の改正を見ますと、虐待専従チームを設置することも必要という記述がありまして、そういった専任チームが有効であることが例示として示されてきているというところですね。そんな経過をたどってきているというところになると思います。

スライド5で現状を見ますと、児童相談所が受けている相談の種別を全国の統計で見ますと、このようになります。自治体によって大きい開きがありますが、一番多いのは「障がい相談」で、「虐待相談」は4分の1ぐらいということになります。

それを受けまして、児童相談所では虐待対応が求められる中、従来の相談にも対応していくということで、様々な組織編成をしながら工夫をして各自治体が行い組んでこられたところですが、それらが情報共有されていないし、交流されていない現状にあります。そこでその情報を収集して、今後の各自治体での組織運営を検討していく素材にさせていただけたらという目的で、昨年度からの全児相調査を行っています。スライド6のような趣旨で調査を行っています。

昨年度は悉皆調査を100%回収で行っています。210の本所と支所、分室、相談室18カ所、合わせて228カ所を対象に行って100%回収になっています。ただ、駐在については本所に含めて、駐在については調査していません。

スライド9、管轄人口もすごく開きがあるということがわかると思います。20万未満の児童相談所も1割程度ありますし、100万人を超える児童相談所も1割程度ある。支所でもかなり大きいところがあるということもわかります。

スライド18、組織編成に関する調査ということで、左の枠にあるような組織が現在の児相の中では専任として設置されていると想定しまして、8つの専任部署について、右側の枠にあるような設問項目で調査を行っております。短時間ですので、かいつまんで幾つかだけをお伝えしたいと思います。

スライド19、主訴別編成をしている児童相談所です。運営指針でも主訴別編成が例示されていたわけですが、思ったよりも少なく、16%でした。

スライド21、タイプを見ますと、障害相談であるとか育成相談をグループ化しているところが多いように見られます。

スライド24、主訴別編成の評価について聞いていますけれども、「利点大きい」もありますけれども、「利点が課題をやや上回る」という評価の方が多くなっており

ました。

スライド25、インテークのための専任部署を置いている児童相談所です。インテーク専任を置いている児童相談所は5分の1強あります。これらの児相のうちで、虐待専任担当も置いている児相が5分の3ぐらいありました。実情は今、ヒアリング調査をしているところですが、インテーク部門に虐待専任をかぶせているところが多いのではないかと思います。もともとインテークを置いていたところに、そこに虐待専任という形で置いていっているところがあると思います。政令市は割とインテークを置いていらっしゃるところが多いと感じます。

インテークを置いている評価につきましては、スライド31です。見ますと、「利点が課題をやや上回る」が一番多くなっていますけれども、「利点が大きい」という方に分布が多く、「利点が大きい」を5点にしまして、「課題が大きい」を1点にしまして、平均点をとると4.21という平均値になっておりました。

続きまして、虐待専任です。虐待専任はその下、スライド32になります。虐待専任を置いている児童相談所は43%ということになりました。支所の中でも置いているところがありました。

中身を見ていきますと、年間での平成28年度の虐待受理件数が75件以下という児童相談所には設置がありませんでした。一方で、受理件数が多い児童相談所でも設置されていないところがありました。児童福祉司の配置で見ると、4人以下の児童相談所には設置がされていません。ただ、人口規模が大きくて虐待対応件数が多い自治体でも置いているところがあります。全体的に相談の組織については、人口区分、件数区分とか、いろいろな区分を作って検討をしてみました。いずれの専任組織についてもグルーピングができなかったというのが結論でした。有意差が出ませんでした。

虐待専任設置の評価につきましては、スライド39になります。「利点が課題をやや上回る」が一番多くなっていますけれども、それでも「利点が大きい」という方に分布が多くて、平均値をとると4.24ということで、高い方でありました。

続きまして、家族支援のための専任部署についてご覧いただきたいのですが、スライド48をご覧ください。家族支援に関する専任部署を置いているところが18%でした。比較的関東圏が多いという印象です。虐待専任も置いていて、なおかつ家族支援専任も置いている児童相談所も含まれておりました。一方で、虐待専任を置いていないけれども、家族専任を置いているところももちろんあるわけです。

家族支援専任を置いているところの評価については、スライド53になります。今回8つの専任部署について調査していますが、家族支援専任が最も評価の高い専任部署でした。ここだけはトップが「利点が大きい」になっておりました。平均値をとると4.30でしたので、高い評価を受けている、家族支援専任の設置についてはかなり評価されているのだなということがわかります。

市町村支援担当ですが、これはスライド64になります。市町村支援担当を置いてい

る児童相談所は9.6%、1割に満たない状況でした。比較的中央児童相談所が多いように思いました。

この評価について見ていきますと、スライド69になります。「どちらともいえない」と「利点大きい」とが同数になっていますけれども、平均値をとると3.73で、8つの中では一番低い平均値になっていました。

次に、スライド75を見ていただきたいと思います。こういった様々な専任部署、8つについて調査したのですけれども、置いていないところも多いということで、約4分の1、61の児童相談所では置いておりませんでした。人口規模が小さい児童相談所が多いのですけれども、比較的大規模な児童相談所も含まれています。自治体内の全ての児相ではなくて、中央児相には置いてあるところはあるのですけれども、中央児相も含めて全て置いていないということもありまして、現在のヒアリングでは、この置いていない自治体の小規模と中規模と大規模をヒアリング候補の中に入れていきます。現在、ヒアリングは10の児童相談所で行っていますけれども、いろいろなタイプ別にヒアリングしていきまして、その中にこのタイプを3カ所入れております。

続けて、育成相談と障害相談の位置づけについてです。これはスライド83になります。虐待対応が非常に強化されていく中で、育成相談や障害相談の位置づけをどう認識しておられるかという点を調査しています。83、84を見ますと、まず、そもそも育成相談や障害相談が相談に占める割合が、児相によってものすごく違うということがわかります。特に84の障害相談を見ますと、ゼロというところから70%台までという大きな開きがありまして、児相によってこの取り扱いについては非常に大きな違いがあるということがわかります。育成相談もやはり同じで、1桁台から25%以上のところまでの開きがあるわけです。

ただ、次のスライド85を見ていただきますと、育成相談や障害相談について、児童相談所は従来どおりの役割を果たしていくべきかどうかを聞いておりまして、それについては7割前後がいずれにしても従来どおりの役割を果たしていくという評価、回答を得ていきまして、やはり育成相談、障害相談では、児童相談所が引き続き役割を果たしていくという認識が大勢を占めているなということがわかります。

ただ、その他の回答が多かったので、その他の自由記述を次の86と87のスライドに整理しています。ここには結構基本的な考え方が典型的に出ていると思ったので、整理して載せています。

育成相談について言いますと、これは相談業務の基本なので、しっかり対応する力をつける必要があるという認識がありまして、これは児童相談所として共通している認識かなと思います。虐待相談と、任意の相談かそうでないかという違いはあっても、ソーシャルワークとしては共通していて、育成相談の対応というのは児童相談所でのソーシャルワークの基本になるのかなと思います。虐待相談の初期対応に手を取られている中では、現実的には対応していくことがなかなか難しい。あるいは市町村や

他の機関に移していった方がいいのかもしれないけれども、そういったところになかなか移しがたいというところで、現実的には兎相が対応せざるを得ないという意見が見られます。

あわせて、次のスライドの障害相談についても、やはり発達についての理解を職員が深める。そのスキルアップの一つの機会になるということで、障害相談を大切な相談として位置づけているという考えは強いと思います。ただ、現実的には他の機関に移した方がいいのではないかと思われるが、それを移すところがないというところも出てきております。

最後に、まとめとして、スライド90と91をご覧くださいと思います。まだ中間報告なのでヒアリングを踏まえてこれからまとめをするのですが、アンケート調査で見られる点をまとめました。1から4番までは専任設置の利点についてのまとめなのですが、専門的な対応に非常に効果的であると評価されていたのが、主訴別編成であるとか、非行専任の設置でした。虐待専任もそれに次ぐ評価を受けていました。

それから、迅速な対応に効果的であるという評価が高かったのが、虐待専任と非行専任でありました。

そして、職員がノウハウを蓄積する上で効果的というのか、非行専任と里親担当の設置でありました。それから、関係機関との連携に効果的というのが、非行専任と里親担当の設置でありました。

一方で、5、6、7が課題に関するまとめですが、主訴別に編成する場合や虐待専任を設置する場合は、ケースを引き継ぐタイミングが難しい。虐待専任チームにケースがたまってしまって、引き継ぎがなかなか行えない。引き継ぎのタイミングを図ることが難しいという点が課題として挙げられています。

6番ですが、インテーク担当と非行専任は、専門性のある職員の確保が難しいという課題が出されていて、これは家族支援専任についてもそれに次ぐ回答がされていました。

里親担当については、専任担当者が異動することの影響が大きいというのが、突出して高くなっていました。

全体的に見ますと、家族支援専任設置に対しては非常に評価が高く、利点が高いという捉え方がされていると思います。

なお、ここに挙げておりませんが、職員の精神的負担が大きいというところでは、虐待専任チームが高い得点になっておりました。

スライド91、児童福祉司数が多いところ、相談対応件数が多いところは、専任担当の設置率が高いという二項間の関係は見られました。ただ、市町村支援専任だけは関係性が見られませんが、市町村支援担当の設置はまた別の要素で動いているのかなと思います。いずれにしても、各自治体の社会資源であるとか歴史的経緯であるとか、死亡事例が起こったかどうかであるとか、様々な要素で組織編成を考えていかれてい

ると思います。

それから、虐待専任を置いている児童相談所は、少なくとも児童福祉司が5人以上いること、年間虐待受理件数76件以上であること、それ以下では見られませんので、ベースとしての児童福祉司の配置数が確保されているということは、専任を置く上でも必要な要件なのかなと思います。

最後に12番ですけれども、児童相談所のスリム化ということで、育成相談や障害相談を他の機関に移してはどうかという方向性が言われていますが、児相の大勢の考え方は従来どおりの役割を果たしていくというところになっていると思われます。

最後、設問の中で自由意見で児童相談所の課題を聞いている設問がございます。それをカテゴリ一別に分けて関連図を作ったのが最後に添付したもので、今、児童相談所の現場が捉えている児童相談所の課題ということになります。現在も引き続きヒアリング調査を行っているところです。

長くなって申し訳ありません。以上で報告を終わります。

○山縣座長 膨大な資料を短時間で説明を求めて申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

10時ぐらいまで、7～8分少し質問があれば。

奥山委員。

○奥山委員 歴史のところから入っていただいて、私はすごく啓発されました。私も詳しいわけではなく、イギリスなどのことについては井上先生の方がおわかりだと思いますのですが、先程のお話で、もともと最初はチャイルドガイダンスクリニックだったと。イギリスで戦前からあるのがチャイルドガイダンスクリニックで、アメリカには2カ所、シカゴとボストンに最初にチャイルドガイダンスクリニックができました。イギリスのことは井上先生にお任せして、今、アメリカはチャイルドガイダンスクリニックで虐待を扱っているかといったら、扱っていません。チャイルドプロテクションサービスが虐待を扱うのです。

だから、もともとこれが原因だったのだと再認識いたしましたけれども、チャイルドガイダンスクリニックに虐待対応を付加してきてしまったということが大きな問題だったのだというのが非常によくわかりました。ですから、何でもかんでも児童相談所が扱うことになって、非常に無理が来ているのだと思います。ガイダンスをやるところがチャイルドプロテクションまでやるというところに無理があるのだということが非常によくわかりました。ありがとうございました。そういう意味で、歴史から見ても、無理がきているのだというのが非常によくわかる状況だと思います。

次に、前回のご報告もそうだったのですけれども、研究が全部児相にだけ聞いているだけなので、外の機関から見て、児相がどう見えているかということもぜひ検討していただきたいと思います。そうでないと、要するに、お手盛りの意見しか出てこないということになるだろうと思います。



最後、障害相談なのですけれども、障害相談はある意味、チャイルドガイダンスクリニックとしてはやるべきことなのかもしれないのですが、それに関して言うと、例えば知能検査を全部児童相談所でやっているのですけれども、場所によってはお金がないから出したくないというのがあるのか、できるだけ点数が高く出る知能検査を使っているとか、場所によっていろいろな違いが出てきたりというのがありますし、いろいろな判断基準を使っています。

今、知的障害は知能検査では診断はしないという形にDSM-5以降なってきたのですけれども、そういうことを考えても、もう少し障害の判断をしっかりとやっっていかなければならないはずだと思います。本当にこれだけ過多の機能を抱え込んでしまった児童相談所が、逆に障害の子どもたちの判断に関してもきちんとできているのかという疑問があります。そういうことを含めて、もう少し内部的にも、どういう検査を使ってどんな判定がなされていて、それが妥当なのかというところをぜひ御検討いただきたいと思うのです。

私は、児童相談所がこれだけ大きな機能を抱えていくとしたら、できるだけ民間でやれることは民間に委託していくことをやっっていかなければできないと思いますし、そういう意味でも例えば知能検査とか、そういったものは外部委託すべきだろうと思います。ただ、それ以前に判定の統一化、どんな児相に行っても、どんなところにおいても子どもたちが同じように判定されるような質の均一化はなされていくべきと思います。

もしお答えいただける場所があったら、よろしくお願いします。

○川松参考人 お答えするとなると私見を含んでいくことになってしまうので、全児相調査から見られる範囲では、障害相談について児相から別の機関に移すことも十分検討課題として認識されていると思うのですけれども、実際にはなかなか適切な機関が見つからない。保健センターなのか、福祉事務所なのか、ただ、民間団体といっても地方に行くとそういった民間団体が育っていない状況で、児相がやらざるを得ない状況にあるのかなと思います。

ただ、幾つかの自治体では、障害相談について、現実的に他の機関との役割分担について検討を始めておられるようなので、今後は障害相談について、他の機関も含めた分担を検討していくことが現実的には求められていくのではないかなとは考えております。

○山縣座長 もうお一方ぐらい。

では、宮島委員、安部委員、その3人で終わらせてください。

○宮島委員 ありがとうございます。

歴史が大事だと、私も本当にそう思います。児童相談所は今、チャイルドプロテクションセンターになることを求められていると感じます。ですから、今のままでいいということではなくて、変わっていかなければいけないのだろうなど。そのための貴

重要な資料をいただいたと思います。

3点質問させていただきたいと思います。1つ目はスライド12とかスライド4なのですけれども、児童相談所の大きさが非常にまちまちであると。とても小さいところもあれば大きいところもあるということなのですが、これも歴史もありますし、都道府県によっては地勢が全然違うので、人口が少なくてもそこに児童相談所を置かなければならない、それが必要であるということで、小さいところがあると理解しております。ですから、小さいところをなくせとは思わないのですけれども、非常に大規模化してしまっている児童相談所がかなりあるなど。適正規模が検討されなければならないと。

川松部長が、歴史の中でも2009年までは運営指針に児童相談所が人口50万人に最低1カ所という記述があったと。これがなくなったというのは重大だと思っているのですけれども、非常に大きな規模の児童相談所については、今後人口規模等によって分割していかねばいけないのではないかと考えるのですが、このあたりがどうかという点が1点目です。

2つ目は、スライド49で、家族支援担当というものが置かれていて、これは有効であると。幾つかの実際の例も私も見聞きしているのですけれども、このスライド49は、施設入所の措置件数がこのスライドの中になぜ入っているのか。そもそも家族支援専任というのがどういう仕事をしているのか。ほかの専任担当はある程度タイトルでイメージできるのではすけれども、家族支援担当がどういうものかイメージできない部分があるので、幾つかの例を教えてくださいと思います。

最後ですけれども、民間委託、私も奥山先生と同じように、より適切なところに業務をお任せする、民間にもお任せするということが必要だと考えておりますが、スライド80、81、82を見ると、幾つかの民間委託の例があるけれども、安全確認というものをしているところは7カ所であって、9.2%にとどまっている。

そのことが進まない理由として、個人情報保護の観点から適切でないということも述べられていますので、この辺はかかわると思うのです。単に個人情報の面だけであれば守秘義務を課せば何とかかなると思うのですけれども、安全確認等は権限行使ということになりますので、民間委託する場合には、その辺のことがきちんと整理されなければならない。行う側は状況の把握ということで、ただお話を聞くということだと思いますけれども、いざ来られる住民の方々にとってはとても大きな公の権限の行使で迫ってくるようなものだと思いますので、そういうふうになる安全確認は委託するのは難しいのではないかと。

このあたりは今はまだ2年目の調査が進められているということですので、どう考えるのかということを追加でヒアリングしていただくことを要望するとともに、どのようなことが現時点で考えられるのかというあたりを教えてくださいと思います。  
○山縣座長 お願いできますか。

○川松参考人 全児相調査を離れて少し私個人の意見がまじってしまうと思います。御容赦ください。

適正規模につきましては、大規模の児童相談所で運営していくのは、いろいろな意味で大変なのです。かつて50万人に1カ所という規模が示されていましたが、今はないわけですが、もう少し小さい規模で行っていくことの方がいいのではないかと私は思っております。ただ、中核市や特別区でこれを設置していくとなると、単一児童相談所になりますので、専門性を蓄積するという点での難しさがあったり、あるいは市町村機能と児相機能が一体化してしまうという課題もあるので、本来は都道府県が増設できるというのだろうと思うのです。

一方で、20万を切るような人口規模になってきますと、児童福祉司さんが5人程度ということになってきます。そうすると、専任に分けたりしていくことがなかなか難しいので、その人口規模の分岐点をどこに置くかということについて、もう少し精細な検討が必要かと思っております。

各自治体、1人当たりの持ちケースは非常に差がありまして、必ずしも都市部が多くて地方が少ないというわけでもありません。適切な担当者1人当たりの持ちケース数を想定しながら、適正規模も考えていくということが必要だと思います。今後はもう少し規模が小さい児童相談所が増設されていくような方向性を描いていけたらいいのではないかと考えています。

家族支援担当については、調査する中で質問もございましたけれども、施設措置担当者と家族支援担当者とを分けて聞いています。施設措置担当者は施設に入所した子どもたちについて、施設入所後担当を引き継いで、施設でのケアであるとか、家族、親子関係再構築支援を担う職員として、担当ケースを持って施設入所後かかわる人ということで想定して質問しているのですけれども、家族支援については施設入所の子という限定ではなくて、全ての児童相談所のソーシャルワークにおいて、家族とのかかわりについて援助するスタッフということで想定して聞いています。

具体的には、例えば神奈川県に置かれているような家族支援チームのような複数対応要員として入ったり、あるいは応援ミーティングのような家族の皆さんで検討する対話の場をセッティングするであるとか、そういったような役割分担をされているところが多いと思います。こういった神奈川県に見られるようなタイプの専任者を置いているところも結構あります。神奈川県は虐待専任はないけれども、家族支援があるわけですが、そういうことで、初期対応での介入的なスタンスと、その後の支援的なスタンスを役割分担しながらかかわる一つの方法になっているのではないかと感じています。

民間委託については、今後適切な団体があれば一緒にやっていくという方向性を探っていくことが必要だと考えています。昨年、資生堂の海外派遣に同行させていただいてドイツに伺いましたが、基本的には措置については公的な児童相談所に当たる機

関が行いますけれども、その後の継続的な支援はほぼ民間団体が行っているというシステムになっていました。やはり、そのためには十分な民間の支援資源が育っていることが必要で、また、財政的にも保障されていなければならないと思いますけれども、日本でそこまで持っていくには、まだまだ道は遠いと思うのですが、民間団体を育てていくという視点が必要だろうと思います。

通告の受理後の安全確認については、やっていらっしゃる自治体の多くは、泣き声に音が伴っていない、怒鳴り声やたたく音が伴っていないようなもので、一定程度児童相談所でフィルターをかけて精査した上で民間団体の方に安全確認を委託するという形にされているところが多いと思います。これは藤林所長に御説明いただいた方がいいのですが、そのことにかかわられた当事者の方が、敷居の低さ、かかわりやすさ、ソフトなかかわりのために受け入れに効果的であるということであるとか、必要な支援につながるきっかけになり得るということも想定されると思います。

これは民間団体ではなくて市町村と一緒にということも考えられると思うのですが、違う立場の人が一緒に訪問することで、当事者の方からはそれぞれの役割も見えやすいし、役割分担もお互いに認識しやすいところもあります。役割分担という言葉は余り使わない方がいいかもしれないのですが、お互いにできることを認識し合うこともできるので、民間、市町村も含めた、一緒にかかわるという取り組みを進めていくことが必要なのかなという気がしております。

最後に、児童相談所の多機能化が進んできていて、特にプロテクションサービス部分が強化されてきているのですが、90年代の全児相の資料などを見ていると、3つのCというものが言われていた時期があって、クリニックとコンサルテーションとコーディネートとなっていて、それが児相の基本機能だと書いてあるものがありました。現状は、もうプロテクション部分にかなり精力をとられ、その安全確認に日々追われて、その後の継続的な丁寧な支援になかなか児童相談所が携われない状況になっているので、現状では支援の部分が非常に弱くなってきているという認識を個人的には持っております。

児童相談所が本来持っていた大事な機能というのは支援をすることであって、それが失われていくとすれば、日本の社会、子ども、家庭福祉にとっては、非常に痛手だなと思っています。だから、この児童相談所による支援の機能を何とか取り戻すことが必要で、そのためには何らかの機能分化をしていかざるを得ないと考えています。

できれば児童相談所から初期対応にかかわる部分を切り分けていくことができると、児童相談所が支援の機能を果たせるようになると思うのです。現状ではこれを組織の中で、次善の策として分けて行われている状況があります。特に警察からいただく心理的虐待通告などについては、日々その安全確認に追われている現状があって、そのためのマニュアル的な仕事に現場のワーカーの皆さんが追われて、支援的なかかわりがなかなかできにくくなっていることを考えると、そういったケース対応については

専門のセクションが対応していくことも、切り分けて対応していくということも現実的には選択せざるを得ないのかなと考えております。

○山縣座長 では、最後に安部委員、できるだけ短くお願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

スライド番号80のところなのですけれども、民間委託の話です。皆さんと同じように、私もできるだけ民間委託を進めた方がいいなと思うのですが、中身を見ると、主に里親のことが多くて、それはフォスタリング機関で行けそうな気がするのですけれども、2番に夜間休日の相談対応があつて、これがどのレベルまでやっているのか。相談を受けるだけなのか、それともちゃんと対応までしているのかというところまでわかっていれば御紹介いただければいいし、もしあれだったら、ここは今年度ももう少し詳しく調べていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○川松参考人 これはもう少し調べていきたいと思いますが、電話を受けてつなぐところが多いと想定しています。ただ、その他のところに「189」の受電が入ってきていましたので、両方に回答されているのかもしれないと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだ質問はあろうかと思うのですが、時間をオーバーしていますので、これで川松参考人のヒアリングを終わらせていただきたいと思います。

最後に1点確認させてください。これは今、中間取りまとめということなので、私もこんなに細かい調査をしておられるのは知らなかったのですが、まだ我々は入手できない、中間取りまとめの中間報告を見ることは可能なのですか。それともここまでが今は限界ですか。

○川松参考人 すみません。まだ文書化をしておりませんので、単純集計の報告書しかございません。

○山縣座長 それはネット等で見られますか。

○川松参考人 まだ公開しておりません。

○山縣座長 わかりました。もしネット等で公開されましたら、事務局を通じて我々にも教えていただけたらと思います。ありがとうございました。

○川松参考人 ありがとうございました。

○山縣座長 では、続いて江口委員、よろしくお願いします。

○江口委員 貴重な時間をありがとうございます。

それでは、早速御説明させていただきたいと思います。お手元にあります横型の資料の4ページをご覧ください。大阪府における対応件数等の推移を平成12年の防止法成立から経年ですと拾っております。第1期、第2期、第3期という形で内部的に整理して発表させていただきます。

対応件数を見ていただいたらわかりますように、平成12年1,600件、2,300件が、現

在1万1000件を超えている状況でございます。括弧内が警察からの通告の状況でございます。第1期には100件未満でございましたが、現在は5,000件を超えているという状況を見てとっていただけたと思います。特に平成26年から急激に増えているのは、すぐわかっていただけるかと思います。

主に虐待相談対応をする児童福祉司の現員数を書いております。平成18年に堺市が政令市で移行いたしましたので、地域が減ったわけでございますが、その後も人事当局の配慮もあって、人間は増えてきております。

一時保護件数でございます。虐待による件数は内数で書いておりますが、現在2,158件、最初は300件ぐらいだったのが、このペースでございます。推計では今年3,000件に近づくと推計しております。

28条等の申し立て件数でございますが、1期、2期、3期で明らかに申し立て件数が増加してきております。現在50件前後が申し立てておるところでございますので、申し立てに至った件数でございますので、その前に審議会の意見を聞くという件数がこのほぼ倍あると考えておりますので、年間100件近い件数を検討に入っているということでございます。

立入調査と警察の援助依頼を受けている件数もこのぐらいで、40件前後をしております。

弁護士への相談件数を見ていただいたらわかりますように、1期、2期、3期で大きく変わっておりまして、現在1,500件の年もあるというところでございます。

大阪弁護士会の大変な御協力のもと、1,500件というのはかなりの件数でございます。メールでの相談、電話での相談、訪問しての相談、それから、児童相談所に来ていただいての相談、ほぼ毎日相談をかけているということで、常時の相談ができる体制がございます。また、弁護士の先生方には各々お得意の分野がございます。医療過誤にお詳しい先生、あるいは相続にお詳しい先生、それぞれの得意な分野の先生方を組み合わせていただいて、チームで、大体申し立てには2～3人の弁護士についていただいておりますので、かなり手厚い形でやらせていただいているところがございます。

これをもとに1ページを開いていただきまして、1期、2期、3期のそれぞれの状況を簡単に説明させていただきます。

第1期が平成12年から15年の相談援助を中心とした体制から、虐待対応への転換の時期と理解しております。

平成13年に2,400件を超えましたので、大規模センターでは1児相400件を超えてくる状況でございました。ですので、全児相の調査でも400件を超えると分離する傾向が見られるという報告がございましたけれども、そのような形となっております。

虐待対応に対する専門的技術の集積が必要だという認識を持っておる中、次のような取り組みをいたしました。

相談援助的なアプローチだけではなくて、介入指導的なアプローチをしっかりとしましょうと。意識の変換が必要ですねと。それから、ネットワークの構築、これに集中しましょうということで、平成13年に虐待対応課の創設、それから、危機介入援助チームの設置をいたしました。

防止ネットワークは平成6年から大阪は取り組んでおりまして、国のモデル事業に先駆けて、地域でずっと取り組んできた形をモデル事業に使いながら充実させてきたところでございます。

保健師の配置が平成14年、配暴（配偶者暴力相談支援）センターの機能を付加したのが平成14年でございます。

2ページ、第2期でございます。介入・保護と法的対応の蓄積の時期というように、この10年間は非常に重要だと認識しております。岸和田事件が平成15年にございました以後、虐待相談ケースの急増がございます。重大事件が続く中、要対協の設置義務化なども進んでまいりましたし、市町村の通告窓口が明示されてきております。

度重なる法改正に伴って、結果的に言えば法的な権限機関としての側面を児童相談所は強めざるを得なかったというのは、これは法改正の趣旨からいってもやむを得ない動きだと認識しております。

組織的な判断による「疑わしきは介入・保護」をかなり徹底する時期でございました。

弁護士への相談というのは、先ほど見ていただいたように1,500件相談しておりますので、毎日数件ずっと相談している。同じ事案に対してメールでも相談するとか、申し立て書の追加資料をこうしましょうとか、かなり緊密な連携をしていただいております。

それから、市町村のアセスメント・相談対応力の強化の支援をしなければならないという認識がございました。

保護する子どもたちがどうしても被虐待児が増えてきている状況の中、医学的、心理的な教育治療機能の強化が必要だということで、平成25年になりましたが、「こころケア」という診療所を設置し、精神科医1名、小児科医1名を常勤で配置しております。

児童相談所の職員の職場定着・専門性確保を考慮した組織体制の構築ということで、職場定着といいますのが、このころ児童相談所の職員は疲弊に疲弊をしております、正直に言って辞めたいという話はたくさん聞いてまいりました。非常に厳しい状況に置かれておりました。

その中で、何とか経験が蓄積されたケースワーカーを職場に定着させるにはどうしたらいいかということで、かなり議論してまいりました。専門性の確保を考慮した組織体制の構築ということが必要だという認識のもと、平成26年にはなりましたけれども、その前から準備いたしまして、福祉部の福祉総務課というところがございますが、

そこにまず専門職を1名配置しました。福祉部等に、社会福祉職が500人を超えておりますが、その全体の研修計画、全体的にどのような専門職のスキルアップを進めていくのか、あるいは人事の戦略、採用戦略を全体的に統括するセクションを福祉総務課に設け専門職を配置いたしました。

ということで、そういう形で職場定着も含めワークライフバランスを考えた組織体制の検討に入っていたところでございます。

虐待対応課の児童福祉司・心理司の増員による体制強化とともに、危機介入援助チーム、ここでは医師というものを少し特出しいたしました。このころからAHTであるとか、様々な事案の発生が増えておりますので、いわゆる法医学鑑定ということで、法医学の教室にお願いにまいるまして、法医学の先生方に御協力をお願いし強化してきたところでございます。

それから、児童相談所職員の派遣は平成18年から、弁護士等あるいは児童相談所元所長の市町村の支援チームへの派遣は23年から続けてまいりました。

それから、中央児童相談所の職員が中心になって、ワークライフバランスに対応した組織体制の検討に平成24年から入りまして、結果、28年に大幅な組織改変に至ったところでございます。

第3期でございます。初期対応から家庭養育への移行まで切れ目ない支援の構築ということがテーマでございました。虐待以外の相談の中にも、当然要保護性が高くリスクが高いケースはかなり増えてきております。非行相談、障害相談、不登校相談、健全育成相談、全てでございます。

その中で、要保護性に着目したリスク判断をしていこうと。というのは、保護ができる権限が児童相談所しか与えられておりません。そういう意味で要保護性に着目して、障害、その他、全相談にリスクアセスメントを入れています。中には要対協の台帳に載っていましたがということで、早くにスクリーニングができて初期対応が進んだという事例もございました。

夜間休日の通告、一時保護件数が増加しております。それから、一時保護児童の権利擁護、社会的養護にある児童への支援の高まりということを受けて、また、24時間365日の初期アセスメントの対応の強化ということ。それから、市町村、要対協を核とした包括的支援の仕組みづくりを地域でどうしていくのか。地域の資源、地域の社会的養護の資源も含めて、保健センターの力、いろいろなところを組み合わせながら、地域ごとに合わせた支援体制を組んでいく必要性を感じたところでございます。それから、社会的養護にある児童の家庭移行支援の強化ということと情報連携のあり方、この4点を中心に取り組みました。

全ての通告・相談を一括して受理して、初期アセスメントや介入を含めた【初期】対応を行う「相談対応課」を設置し、インテーク部門を設置いたしました。また夜間休日当直チームを設置して、常勤職員2名（指示判断者1名と警察官OBも対応）が輪番



制で入っております。平成22年の出動件数ですね。電話を受けるだけではなくて、実際に出動した件数で104人の子どもの安全確認あるいは保護をしております。平成29年の実績でいきますと、447人の安全確認と保護をしておりますということで、大阪の場合は、夜間休日対応のためにこれだけの人的資源投下をしておりますので、夜間休日に出動させることは昼間、その分出勤者が減るということでございます。なので、昼間の職員体制が弱くなりますので、夜間休日がこれから伸びていけば、それも含めた人員体制をどう考えるのかについて検討が必要な時期が来ているのではないかと考えております。

それから、全センターに市町村コーディネーターを1名配置いたしました。この効果といたしましては、平成30年度、4カ月の実績でしかございませんが、警察から面前DVでの通告が児童相談所に来た件数のうち、260件余りが市町村に事案送致ができました。これは市町村ごとにコーディネーターが回りまして、どういう形で協働してやっていくのか、どういう場合に事案送致が適当なのか、児相はどこまで調査して、市町村はどこから一緒にやっていくのかというのを、細かく調整いたしました。結果として、260件余りが事案送致できたと。年間推計で行けば780件ぐらいかなという規模になっていきますので、これは非常に地道な取り組みではございますが、重要だと認識しておるところでございます。

社会的養護にある児童を支援する育成支援課を設置し、ここは支援だけをしております。完全に分離いたしました。相談対応課と違って、施設に入っている子、里親宅で生活している子の支援、また、家庭に復帰が望まれる子を集中的に支援しておりますので、緊急対応は（基本）入りません。（今年度当初から）家庭移行推進担当チームを設置して、児童相談所ごとにそれぞれのケースを定期的に振り返りながら家庭に移行させるのをどうしたらいいのかなどということを集中的にやっているところでございます。

また、市町村、警察、検察等との情報連携の強化を進めているところでございます。

長くなりました。以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、藤林委員、急なお願いにもかかわらず引き受けていただいてありがとうございます。よろしく申し上げます。

○藤林委員 福岡市の藤林です。

先週末に依頼を受けたものですから、ペーパーが間に合いませんので、読み上げたいと思います。主に福岡市における介入と支援の組織編成の変遷について報告したいと思います。

福岡市児童相談所として虐待ケースを担当する課と虐待ケース以外を担当する課を分け始めたのは2002年が最初になります。虐待防止法施行の2年後、増加する虐待通告を全ての地区担当ケースワーカーが対応することで、地区担当ケースワーカーの在

宅ケースの支援、または施設等に措置したケースへの支援が後回しになってしまうといった事態を避けるため、より迅速に対応できるよう虐待ケースを担当する課を設置したのが始まりです。

当初は虐待ケースの受理からその後の在宅支援、施設措置後まで受け持つようになっておりました。これを第1期とします。その結果、虐待を担当する課の職員も支援ケースを多くかけ持つことになり、結果的には迅速な対応ができなくなってしまいました。

そこで、虐待を担当する課が担当する期間は、保護者との間の援助関係が安定するまでとなり、その後、またいろいろなケースの蓄積がありまして、援助方針が決定するまでと虐待を担当する課の期間を設定し直しました。ですから、虐待についての告知を保護者が受けとめ、同意のもとで在宅支援や3号措置になった段階、あるいは28条ケースのように対立はあったとしても、一定の法的枠組みができ、保護者との関係が安定した段階で支援セクションに引き継ぐことになりました。これを第2期とします。

大体第1期は10年ぐらい続き、今の形になったのはこの3年ぐらいで、徐々にこういった考え方になってきました。ですから、当初の虐待ケースかどうかでセクションを分けるのではなくて、虐待通告を受理した後の初期対応を行うセクションとしての緊急支援課と援助方針決定後の支援を担当するセクションとしての支援課というように明確に分離し、役割が明確になっていきました。

ここで介入と支援という言葉は、どうも使う人によってその意味するところが異なってきますので、PwCさんの研究報告書にありますように、初期対応機能と支援機能というように名づけてもいいのかなと思っております。現在、初期対応機能を担う緊急支援課には課長に弁護士を置き、8名の職員がおります。支援機能を担う支援課は、初期対応後に保護者が虐待の事実を受けとめ、支援関係ができたところで引き継いでいきます。また、虐待相談であっても、最初から保護者からの相談は支援課で受けません。つまり、保護者との間で支援の契約が当初から成り立つケースは支援課が担当するわけです。もちろん虐待以外の養護相談、育成相談、非行相談といった、保護者が支援を求める相談も当然支援課が担当します。

一方、支援課が継続支援を行っていても、途中経過の中で、関係機関や近隣から虐待通告が入ることがよくあります。そんな時には、緊急支援課が対応するようにしました。そして、よりニュートラルで客観的な視点で子どもの安全確認やセーフティーのアセスメントを行っていくことにしております。

そして、問題がなければ支援課が継続支援を行います。子どもの安全に問題があれば、ここから緊急支援課が持ち始めます。

セクションを分けたそもそもの発想は、業務内容が異なり、より迅速な対応が求められる虐待初期対応を分離する発想から始まったのです。これは全児相調査において

一番言われている迅速な対応が可能という利点です。

ところが、その後、多くのケースを経験する中で、支援課と緊急支援課の業務内容、また、視点が大きく異なることにみんな気がついていきます。特に常勤弁護士が来て、そこが明確になってきました。つまり、虐待初期対応が担う役割は子どもの安全調査であり、安全確保です。非常に判断が難しいケースが日常的に持ち込まれて受理をいたします。セーフティーとリスクを慎重に見きわめながら、また、認定できる事実は何かということを見きわめ、一時保護や立入調査、またはその解除の判断を行っていきます。これはかなり高度な判断です。

例えば医療機関からの通告内容に対して、セカンドオピニオンはもちろんです。必要とあればサードオピニオンもとっていきます。こういったアセスメント力、調査力、情報収集力は、多くの困難ケースの経験を蓄積することで、緊急支援課としてかなり高度なものに発展しつつあります。この利点はつまり、全児相で言うところの虐待相談のノウハウの蓄積です。

今回のこの発表に当たりまして、緊急支援課長である弁護士の課長とも話してきたわけなのですが、そもそも初期対応と支援機能を分離させる一番の利点は何か。それは迅速性や専門性の蓄積もありますが、最も大きいものは何かということを変更して確認してまいりました。

緊急支援課は、ケースの前も後も支援を担当しないことを原則としています。ですから、初期アセスメントとそれに基づく対応を客観的に行うことができるという点が大きな利点です。これは非常に大きな意味を持つということ、私も多くのケースを経験する中で実感してまいりました。

初期対応後、その後の支援も担当するとなると、どうしてもアセスメントと対応の客観性に影響を与えてしまいます。私は精神科医なので、例えばこういう比較も行うわけなのですが、措置入院を判断する精神保健指定医は、入院先の精神保健指定医が担当しないというルール、私が精神科医療にいたころには多くそういったルールで行われておりました。非常に厳しい、難しい判断をする場合に、その後の支援も担当するとなると、そこにはどうしても判断に影響があらわれてしまうと思います。

もっと影響を受けやすいのは、今まで支援を担当していたケースワーカーが、再度の虐待通告があった際に、客観的な初期アセスメントができるかといった問題があります。どうしても担当者もスーパーバイザーもそれまでの支援の積み重ねがあるので、影響を受けてしまいます。

今回の目黒区の虐待死亡事例検証報告書において、初期対応セクションと支援セクションを分離していないことがアセスメントに影響を及ぼしたのかどうかの記述がないのでわかりませんが、私どもの経験では、どうしても支援経過が長くなればなるほど、再度の虐待通告に対する客観的な判断が難しくなります。せっかく作り上げた支援関係を壊したくないという主観が入ってしまうのです。前後の支援関係から独立し

て、より客観的なアセスメントと対応を確実に言い得るという利点は、これは全児相調査にも、PwCさんの調査項目にもそのものずばりは入っていないわけなのですが、私は所長を16年務めていく中で実感として言えるところです。

管轄人口の規模、または都道府県、政令市、中核市、特別区と、自治体によってバリエーションはさまざまですけれども、虐待死亡を繰り返さないためにも独立した初期対応セクションを設置するといったことをスタンダードとして、全国に広げていただきたいと思います。

なお、現行の児童相談所運営指針においては、虐待専従チームを設置する目的として、「児童虐待等の相談に対して迅速な対応を行えるよう」となっておりますけれども、やはりそこはより客観的なアセスメント対応が行える。そういった目的をもとに今後検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

急な御依頼にもかかわらず、非常にわかりやすい説明をいただいて感謝しています。

では、今のことも含めてこれから2つ目の課題に入っていきたいのですが、これまで3回にわたりまして、附則第2条3項の規定に基づく御意見を伺ってまいりました。今までは1～2回目のところで業務のあり方と通告のあり方について主に意見をいただき、前回3回目のところで職員の資質向上に関するところについての御意見をいただきました。今回、座長代理も含めて事務局とともにこれまでの議論の経過を少し丁寧に整理させていただきましたので、きょうはそれをもとにさらに議論が足りない部分についていろいろな御意見を伺えたらと思っています。

まず最初に、これまでの議論の整理を事務局からお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長 事務局でございます。

資料3の横表になっております「これまでの主な意見（案）」という資料をご覧くださいただければと思います。

これまでの第1回から第3回までの議論の御意見については、資料5の方で全般的な意見ということで資料の整理はさせていただいているのですが、この資料3につきましては、今、座長からも御説明がございましたが、議論が少し足りない点あるいは意見が分かれている点、こうした部分について、本日、御議論いただくに当たって、少し材料として、頭の整理的なものとして御用意をさせていただいたものでございます。なので、そういうものとしてご覧いただければと思います。

まず資料3の1ページ目の1. 児童相談所の業務の在り方についてという項目でございます。意見と書いてある欄でございますが、上の3つは主に問題提起的な考え方を書かせていただいております。一つは、支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇する、こういったことをなくすために機能分化が必要なのではないか。あるいは、支援をしている人と子どもを分離していく人を分けた方が保護者との関係が

作りやすい。また、介入的な対応ができていないということについては、アセスメントがきちんとできていないからではないか。こうした御意見をいただいているところでございます。

これに関連いたしまして、括弧で書いてございますが、児童相談所の機能・専門性の強化ということで、まず1つ目の○でございますけれども、きちんとそうしたアセスメントあるいは介入に対応できる体制の強化を行うべき。2つ目の○でございますけれども、各都道府県等におきまして、ビジョンを持って課題を受けとめて取り組んでいく。その中で児相のあり方を考えていくべきだ。3つ目の○といたしまして、全国どこでも子どもの権利が守られるように、児童相談所の標準化を検討すべき。あるいは、質の向上を図るための取り組みとして第三者評価、こうしたものを検討すべきではないかということでございます。

その下でございます。介入機関と支援機関の分離という部分ですけれども、介入と支援は並行して進める必要があるということから、児童相談所という同一の機関の中での機能分担を考えていくべきではないか。

その下でございますけれども、今の御意見も踏まえまして、児童相談所内での機能分化につきまして2つ意見を並べさせていただいております、1つ目の○といたしまして、中央児童相談所だけでも機能分化し、児童相談所内で介入セクションと支援セクション、こうしたものを設けることを基本とすべきではないか。

2つ目の○といたしまして、児童相談所によって人口規模、相談対応件数、こうしたものが異なるので、全国一律のあり方を求めるのは難しいので、方向性、考え方を整理することが適切ではないかといった御意見がございます。

2ページ目、市町村と児童相談所の役割分担といたしまして、児童相談所と市町村が連携をして、一緒に実践を積み重ねていく。こうしたことが重要ではないか。

市町村の体制強化といたしまして、地域の多様性も考慮いたしまして、市区町村子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、こうしたものの一体的な運用の促進など、市町村が効果的に支援できるような取り組みが必要ではないかといった御意見がございました。

2. 要保護児童の通告の在り方の部分でございます。通告窓口の一元化・通告対応の在り方の小見出しがついているところをご覧くださいと思います。1つ目の○といたしまして、専門的にスクリーニングを行う通告窓口を各都道府県に1カ所作り、一元的に通告を受け付けるべきではないかといった御意見。その問題意識といたしましては、小見出しの上の部分に書いてありますけれども、通告者がどちらに、市町村か児相に連絡するのかを委ねるべきではない。あるいは、通告内容と通告先のミスマッチを解消する必要がある。こうした問題意識から、一元的に通告を受け付けるべきではないかという御意見をいただいております。

○奥山委員 座長、済みません。

○山縣座長　どうぞ。

○奥山委員　これは事前に配られていますし、皆さんも読んできているはずですし、みんなが言ったことをまとめているわけですから、ざっくりお話しただけであればいいのではないのでしょうか。こんなに長くしても時間の無駄だと私は思います。

○山縣座長　わかりました。

では、簡潔にお願いします。

○宮腰虐待防止対策推進室長　失礼いたしました。

一方で、その下をご覧くださいませけれども、関係機関との情報共有、市町村ともかなり進んでおりますので、一元化は反対といった御意見もいただいております。

その欄の下の方でございませけれども、児相への警察からの通告、こうしたものが増えているものについてもトリアージが必要。そうした御意見もいただいているところでございます。

続きまして、3.の資質向上に関する部分でございます。3ページ目、児童相談所と市町村とそれぞれ分けて整理させていただいております。児童相談所のところは、主にスーパーバイザーの御意見を多くいただいておりますので、下半分にスーパーバイザーに関する意見、それから、それ以外の児童相談所の職員の意見を上半分に整理させていただいております。

児童相談所の職員のところをご覧くださいませと思います。スーパーバイザーのところをご覧くださいませ、大きく2つ意見をいただいていたかと思っております。1つ目が、資格化をいたしまして、資格を取得した方であればスーパーバイザーになれるようにしていく、また、そうした場合にはインセンティブをつけていくということをお意見としていただいております。

その下の御意見でございますけれども、子どもだけの資格を作っても取得する人が少ないのではないかと、あるいはスーパーバイザーにつきましては、都道府県の中での任用が前提とされていることを踏まえた行政組織中でのステップアップ、こうしたものを考えるべきではないかという御意見をいただいております。

これ以外に、スーパーバイザーの質の向上のためにどういったことが必要なのかといった御意見もその下のところに書かせていただいているところでございます。

4ページ目、市町村の部分でございます。市町村の職員につきましては、要対協の担当者の資質の向上、それから、拠点をもっと広げていくことが必要なのではないかと。市町村の対応力向上につきましては、児相による支援も必要ではないかというお話。

その下でございますけれども、先ほどお話がありました資格化をしたスーパーバイザー、こうした資格を取得した人を市町村にも配置すべきではないかという御意見。その下のところでございますが、全ての市町村でそうした人を養成、配置するのは難しいのではないかといた御意見をいただいているところでございます。

その他のところで、協同面接のお話、アドボケイト制度のお話、自立支援、そうし

たところについても御指摘をいただいているところでございます。

長くなりまして恐縮です。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、今までの議論の中から重要なところを抽出いただいたところなのですが、加えてきょう構成員からも意見を資料として書面で提出していただいておりますので、できましたら長くて5分、できたら3分から5分ぐらいで説明いただけたらと思います。これは順にお願いをします。

安部委員からお願いします。

○安部委員 安部です。

今、室長も言われましたけれども、スーパーバイザーが児童相談所の対応強化の鍵だろうと、この議論を通じて思いました。ただ、どうやったらスーパーバイザーの質を向上できるかと考えた時に、なかなか難しい。いい知恵が浮かばなくて、だめな部分がいっぱい出てきたのです。

まず、統計であるスーパーバイザーの数が、私が知っているところを数えてもちょっとこれはと思って、プレイングマネジャーのスーパーバイザーと課長級の部門の長のところまでスーパーバイザーに数えているのではないのと思いました。

それから、2つ目ですけれども、おおむね5年以上勤務した者がスーパーバイザーになれるというところが本当に厳密に守られているかなというのも現実的に危惧したところでは。

3つ目なのですが、採用年度を考えると、専門職採用が増えてきたのが10年ぐらい前で、現実的に行政の中でスーパーバイザーになっていくのが40代から50代ぐらいで、その人たちが任用されたころは本当に虐待防止法ができた、虐待が始まってきたところだと思います。江口先生のところみたいにボリュームがあって、幾つもあって、その中で児童相談所を回る中で成長していく部署では、本当に鍛えられながら成長していつているのだろうなと思ったのですけれども、そうでないところは、例えば専門職で採用されたとしても、児童相談所に5年勤めた、でも、ほかの福祉事務所だとか、施設だとかと回ってきて、それで5年はクリアしているという人が今の児相に戻ってきて、なかなかスーパーバイザーになれないかもしれないなと思いました。過去の5年間で本当に今役に立つスーパーバイズができていくかという問題があります。

それから、先ほど室長が言われた都道府県の計画にちゃんとスーパーバイザーの育成計画というものがありましたけれども、組織の育成計画が、考えてみたら児童相談所の職員というのは全公務員の1%未満なのですね。そこをしっかりとしろというもの、人事担当者の頭の中にはないのではないかと、本当にどこかでしっかり児童相談所の組織をこれから先どんなふうに養成していくかということを考えなければいけない。

同時に、行政として採用された職員が児童相談所に来たとしても、自分の意思でキャリアプランが想定できません。今やっている仕事、担当している仕事は一生懸命するのですけれども、それプラスアルファのステップアップと考えるのは、多分心理職はかなり自主的な勉強をされていると思いますが、福祉司が自主的な勉強をしたとしても、この分野はおもしろい、やっていこうと思ったとしても異動させられてしまうという、自分でキャリアプランを立てられないという難しさがあるかなと思いました。

ただ、書いていませんけれども、対応策というか、本当に専門職の採用が随分増えていますね。前回指摘しましたけれども、3,500人の児童福祉司のうち社会福祉士が1,300人ぐらいいて、大学で福祉、教育、心理を学んだ者が1,000人ぐらいいる。そんなふうに専門職でなければやっていけないような時代になってきているので、10年後はかなりうまくいくかもしれないなということが一つ。

もう一つ、スーパーバイザー同士がほかのスーパーバイザーから意見を聞く。自分が迷った時に、組織の中ではなくて同じ都道府県の中の別の児相のスーパーバイザーに相談するようなピアカウンセリングといいますか、ピアスーパービジョンみたいな、そのような仕組みをとることによってスーパーバイザーを支えていくとか、スーパーバイザーを育てていくということも考える必要があるかなと思いました。

次のページです。議論にはなっているのですけれども、江口先生、それから、藤林先生の話聞いて、初期対応と家族支援のバランスというところを考えたところですが、本当に両方が必要で、ただ、どうしても児童相談所は両方の義務を負っていて、でも、初期対応、緊急対応に特化してしまうと、本当に職権保護がどんどん、ちょっと怪しければすぐ保護ということになって、本当にそれが児童の対応になるのか。少しでも危険があれば保護ということになると保護件数が急増しますし、保護者とのトラブルも大きくなるだろうと。けれども、それを躊躇すると、本当に目黒事件みたいなことも起こって、死亡事例が後を絶たないという、その両方のバランスをどうするのか。それを全国統一のシステム、規格化とすることは無理で、どうしたらいいかなということで、A、Bというように考えてみました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 今回が終わるとこれが取りまとめという形になるわけで、取りまとめの際のことを少し委員提出資料に書かせていただいたのですけれども、前回藤林先生もおっしゃっていたように、これまでいろいろな議論がなされてきたことをベースにこのワーキングがあるはずなので、そこをきちんとまとめてまず出してほしいと思います。そのような過程の中で工程表が出ていますが、その進捗状況がどうなっているのかを、本来最初に示していただくべきだったと思うのです。それがないので、



議論が戻りがちです。これは別紙として質問を挙げていますので、工程がどこまで来ているのかをお示しいただきたいと思います。

4つ目ですけれども、要するに、今、大きくいろいろな問題が出てきていて、みんながこのままでいいとは思っていないわけですね。児童相談所も。ですから、このままでいいという意見だけは取りまとめとして採用しないということが必要です。こうすればこういうところがよくなるのだというところをきちんと全員が出すことを考えていくべきだろうということを挙げさせていただきました。

その中で、きょうのお話にありましたように、恐らく虐待対応がすごく大きな問題になってきているのが30年ぐらいなのですね。この30年間の方向性の誤りというものをどう見ていくのか。そこは非常に大きな問題だろうと思います。

先ほど言ったようにチャイルドガイダンスセンターという形で、先ほどのトリプルCではないですけれども、相談という枠組みでやってくる中で、先ほど江口さんもおっしゃっていたように大きな意識の転換が必要だった。でも、本当に転換し切れていないのか、してしまっているのかという、また、支援が潰されていくような部分もあるわけです。それは、その相反する、方向性の異なる機能を同じところでやってきたという問題をどう見るのかという点が大きいのだらうと思います。その大きな視点での議論をまずもう一度確認しておく必要があると思います。

5番目ですけれども、これまでの主な意見という中に、違うところが幾つもありましたので、そこを書かせていただきました。例えば、ビジョンでも言っているのは、第三者評価ではなく、評価機構の創設です。今の施設の第三者評価のいいかげんさというのがあります。機構であれば機構が担保されなければいけないのですけれども、今、第三者評価、評価している側を担保していないのです。評価基準はありますけれども、評価している側をインスペクションしていないのです。そういう意味でも、やはり機構の創設が必要だろうと思います。ましてや、一時保護者とか児童相談所は全部合わせても240ぐらいしかないわけですから、そういうところをきちんと評価していくというところの機構が必要だと思います。

民間委託の話は先ほども出ましたけれども、これは1回目に出ていたはずなのですが、全く入っていないのはなぜなのか理解できません。プロ意識の話もしましたし、児童相談所は専門機関とすべきではないかという意見を言ったのですが、これは全く取り上げられていません。また、協同面接に関しての問題点は、一番は法的担保がないままスタートしているというところだと思います。ですので、いろいろなことを書かれていますけれども、法的担保をどうするのかというところが一番大きな問題だと思います。

その次に、1回目のワーキングで配布された検討事項で議論されていないところをピックアップしてみました。まず、専門性の強化というところで、弁護士と医師をどうするか。現在は弁護士の常勤化というところまでは行っていません。医師もいるの

ですけれども、ほとんど非常勤だったり、先ほどの手帳の判定にかなり割かれているのだと思います。虐待対応ができる常勤医師と常勤弁護士は必要だと思います。中核市、特別区の児相設置に関しても、特別区は大分進みつつあるのですけれども、中核市はなかなか進まないということを考えると、法律上の必置ということが必要ではないかと思います。

それから、適切な一時保護の実施と書かれているのですけれども、アセスメントの問題が大きいというのはみんな一致しているわけです。アセスメントの問題が大きいと一致している割には、今のアセスメントシートがひど過ぎるのです。前回も言いましたけれども、本当に信頼性と妥当性を科学的に判断されているものなのかということが問題です。

本来、適切なアセスメントをするのはどうしたらいいかということを議論すべきです。シートでやるべきなのかという原点から戻る必要があって、テキストであるとか専門性の強化であるとか、そういうところで本来は担保されているべきだと思います。また、適切な一時保護だけではなくて、一時保護解除にかかわるソーシャルワークということをもう少し丁寧にするべきではないかと思います。

子どもの権利擁護の仕組みの構築というところに関して、たしかアドボケイトに関しても研究がされていて、ヒアリングができるのだらうと思ったのですが、今回、全然その話になっておりません。アドボケイトの仕組みは非常に重要だと思いますので、このところももう少しきちんと議論する必要があるだろうと思います。

「今後の検討事項」ということに書かれてはいないのですけれども、自立支援も重要だと考えます。措置をした行政の責任として、自立支援ということが、児相あるいは市町村の支援の中で非常に大きい。要するに、社会的養護から出た方、地域での指導措置になっている方々、そういう責任上の自立支援をどうやってやっていくのかというのもこれから大きな問題だろうと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

進行上の不適切さ、深く受けとめます。

事務局の方、今、奥山委員からあった部分で次回回答いただけるだけの準備をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、清水委員、よろしくお願ひします。

○清水委員 都道府県からの意見ということで、緊急にアンケートをとりまして、その取りまとめをさせていただいたものをここに提出させていただいております。

まず、児童相談所の業務のあり方ということで、児童相談所の機能分化といったことについてなのですけれども、メリットについてはある程度わかるのですが、問題は規模、こういったものを全く無視して一律にこれを進めることが果たして妥当なのかどうなのかといったことについて、疑問視する意見がございました。

このことも踏まえまして、国において、こういった規模等も踏まえた機能分化のあり方をモデル的に示していただいて、各児童相談所において地域の特性等も踏まえて選択を行う、こういったことが現実的なのではないかといった考え方が示されたところではあります。

第三者評価の導入なのですけれども、導入については特に大きな反対はなかったのですが、児相の実情というのがさまざまだといったことで、取り組みもいろいろな形でやられているといったことがありましたので、評価項目であるとか評価方法、基準等について、一律にならないように国において十分検討していただきたいといったような御意見がございました。

これを踏まえまして、第三者評価の導入に当たっては支障について事前にしっかりと意見を聴取していただいて、具体的な内容を検討いただくといったことと、当然児相にそういった第三者評価を行う前提として、児相の体制が十分に整っているといったことが前提になるのかなという御意見がございまして、そういった意味での人員配置、それから体制整備、こういったものも含めた準備が必要だろうということなので、それを踏まえた準備期間を十分にいただきたいと。それから、当然負担の少ない方法といったことも御意見としてございました。

通告のあり方といったことなのですけれども、現行の体制、確かに市町村と児相の方で分かれているといったことについて問題があるのではないかと御意見もあつたのです。ただ、実際に今の住民からは「189」、それぞれ関係する機関からはそれぞれ関係する機関にという通告の方法の中で、大きな支障はないのではないかと御意見が多かったということでございます。

現に、今後子ども家庭総合支援拠点といった整備が進んで市町村の体制が充実していけば、基本的に市町村と児相の連携を充実していけば迅速な対応が可能になるのではないかと御意見が多かったという状況でございます。

それから、通告に対して迅速、効果的に対応できるように、情報共有のシステムといったものをしっかりとこれから国の方で検討していただく必要があるのではないかと御意見が多かった状況でございます。

虐待相談の一番大きいところであります警察からの通告、これをどうにかしていただきたいといった声が非常に多かったです。警察規則の改正であるとか警察でのトリアージの判定、判断、こういったところをしっかりとこれから検討していただきたいという意見が多かった状況でございます。

先ほどの「189」の件につきましても、相談内容が非常に多岐にわたっておる、児相で対応できないものもあるといったことから、この内容を虐待相談に限定すべきではないのか。これはすぐということではなくて将来的にということにはなるとお思いますけれども、そういったことを検討していただきたいという意見がございました。

資質向上の件ですけれども、SVについての資質の向上を図るために、SVの資格

化であるとか役割や技術を明確にするといった意見がございました。また、一方で、児童福祉司の採用自体であるとか、それぞれの任用方法、こういったものも各自治体においてさまざまである。そういった中でいきなり資格化を導入するのは非常に混乱を与えるのではないかとといったこともありますし、人材確保は、今、非常に各都道府県で募集をかけてもなかなか人材が集まらないといった状況もございます。こういったことも踏まえた検討をしていく必要があるのではないかとという御意見がございました。

それを踏まえまして、資格化については、義務研修が平成29年度に導入されたばかりといった状況でございまして、その効果測定もまだ十分ではない。こういった段階で資格化といったことについてすぐに導入するということは、現場の混乱にもつながるおそれがありますので、これについて、ある程度長期的な視点に立って検討を行う必要があるのではないかと。その間はしっかりと実務研修をふやすとか、より実践的な能力が身につくような内容の研修を実施する。そういった形で対応していくのが現実的ではないかというお話がございました。

それから、児童福祉司及び市町村職員の資質向上、特に市町村職員の資質向上につきましては、先ほどの最初の児童相談所業務のあり方といったことにも関連してくるのですけれども、支援の部分については、これから市町村の役割というのも非常に大きくなってこようかと。そういったことも踏まえまして、市町村の職員の資質向上について、しっかりと取り組む必要があるのではないかとといった声がかえまして、中には税務署税務官であるとか、家庭裁判所調査官に準じた全国統一的な研修設備の設置と研修カリキュラムを作っていくことが必要ではないか、こういったような声がございました。児童心理司についても同様の研修を検討していくことが必要なのではないかといった意見がございました。

その他については、いろいろな意見がございましたけれども、以上で私からの意見とさせていただきます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、宮島委員、よろしくお願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

私の資料は19ページから23ページまでで、4項目に分けて出させていただきました。過去の議論で触れてあることも少なくありませんが、言葉を補ってもう一度強調点等を入れてまとめてございます。

1番目に市町村を中心に書いておりますけれども、児童相談所も含めて、とにかく力量のあるソーシャルワーカーを確保・育成することがどうしても必要だと思えます。子どもと保護者が暮らす地域でソーシャルワークが展開できるようにしなければならない。そのためには、市町村が主な担い手になり、市町村に力量のあるソーシャルワーカーを配置し、同じ目標を持ちながらも一部の機能や立ち位置の異なる児童相談所

とも対等に協議できるようにしなければならないと思います。児相も、また、市町村も、とにかくきちんとした力量のある方に仕事をしてもらうといった体制、また、組織でなければならないと思います。

具体的に市町村に問いかけるような形で、ア、イ、ウ、エと挙げています。現状では、専門職を配置することはかなり難しいという意見が少なくございませんけれども、社会的養育推進計画も5年、10年と。10年できちんとした体制を作るということを言っているわけで、それを都道府県が計画をまとめ、市町村にも本当に中心になってそのことを考えていただかなければならないということであれば、5年、10年かけて市町村に専門資格を有する職員を配置していくことは決して無理なことではなく、また、市町村にとってもメリットがあることではないかと思います。一つ一つの項目を読み上げたり説明する時間はございませんけれども、ぜひともそのようなことを進めていただきたいと思います。

ただ、非常に市町村については、人口規模とか体制の違いもございまして、児童だけということではなくて、地域の実情に合わせて領域をまたぐような福祉拠点を設けて、そこに子ども家庭支援総合センターの機能を持たせるということ、前にも申し上げましたけれども、そういうことが必要ではないかと考えております。

私の資料の2ページ目の一番下ですけれども、オからカに書いてございますが、力量のある職員を育てるために資格を持った職員を配置する。どうしても必要だと思いますけれども、しかし、新たな国家資格を設けることは、私はかなり難しいのではないかと前回も申し上げましたが、今回も記させていただきました。

しかし、では何もしなくていいのか、現状でいいのか。いや、そうではないと思います。前回までの議論を踏まえても、きちんと実際に仕事をしてきておられる方、そして、スーパーバイズが担えるような方、このような方については、やってきたことや実践や、あるいは御自分でプロ意識を持って学んだりする、そういったことを経ている人あるいはこれからやろうという人、そういった方々の取り組みを、ポイントという言葉をあえて使わせていただきますけれども、そのような形で積み上げてその方を認定していくことはありかなと。

そして、人事の面でも、そういったことを認定された方については優遇される、あるいは組織間で異動できる。民間にそういう方がいれば、業務を今後民間が業務を担うという時に、そこにその業務を委託しやすい。そのような環境を作ることが大事なかなと思います。

また、この分野では専門職をふやしていかなければいけない、力量を高めていかなければいけないというのは、市町村や児童相談所だけではなくて、スクールソーシャルワーカーとか社会的養護の施設においても大事なことです。そういったところの方々がこの認定を受けたいというようなインセンティブが働くような仕組みを作る必要があるのではないかと考えます。

次に、項目としては2番として、児童虐待通告ダイヤルと相談ダイヤルの分離ということで挙げさせていただきました。とにかく顔の見える方々が具体的に丁寧な情報を交換しないと、的確な対応、迅速ということではできませんので、私は児童相談所と市町村が通告を受けるという現行法に基づく仕組みは堅持すべきだと思います。

しかし、住民の方々、そういった方々がアクセスしやすい環境を作ることは必要かと思えます。

その上で、2つのことを考えなければいけないと思っておりますが、一つは、これは都道府県の意見の中にもそのような内容が見られたということですがけれども、現行の「189」は通告と相談あるいは里親になるにはどうしたらいいのですかと。こういうような問い合わせが入る形になっておりますので、これを全部このダイヤルでやっていくことは、今後さらに難しくなるのではないかと。現状でも混乱がありますけれども、「189」への連絡を無料化した場合、相談の電話が入って、その方が長時間話すということになれば、通告の電話が話し中で対応できないということも懸念されます。そういったことを考えれば、虐待通告以外のものについては、通常の児童相談所の開所時間で対応できる、そちらの電話にかけていただくなり、そちらもアクセス性が大事だということならば、第3の、もう一つの「189-2」とか、そういった番号を場合によっては設けることが必要ではないかと思えます。

市町村と児童相談所の2つのところが受けるという体制に対して、政令指定都市あるいは児童相談所設置市等であれば一本化することはできると思いますが、そうではない場合にはかなり難しい面があるのではないかと。ともすれば、そこに一旦連絡した上で、もう一度児童相談所に電話して、二重に説明しなければならない状況が生じる恐れもあります。このアクセス性を高めるということで、ある程度の一本化、限定した一本化に私の場合にはなりますけれども、その場合でもどういうことがハードルになるのか、具体的な問題はということが考えられるのか、本当にインテークとか、最初の相談を受ける、あるいは情報を受けるというのは非常に難しい仕事ですので、それが担える体制が実践できるのかということを実体的に検討する必要があるのではないかと思えます。

3つ目の項目、児童相談所の機能分化ですがけれども、やはり私も今回の報告を聞いても、いろいろな取り組みがあるのだなということ改めて聞かせていただいて、考えるところがございました。この国においては、子どもを守り、保護者を加害者にしないという一貫したかわりをきちんと徹底しなければならない。藤林先生が言ってくださいましたけれども、そのためには冷徹で客観的なアセスメントをきちんと行う必要があるのだと。これはそのとおりだと思います。

しかし、一方では、この国に、必要な支援がなくなってしまうないように、きちんとした厚みのある体制を作らないといけない。このようなことを考えた場合、今はどのレベルにあるのか。本来ならば、無尽蔵に人をふやして組織を新たに作ることもが

できればいいのでしょうけれども、なかなかそれができない場合には、難しさの方が前面に出てしまう可能性もある。一旦導入してから、その難しさのために取りやめたという見相もあると聞いております。その点も踏まえれば、児童相談所の組織内に機能を分けるということが現実的で、また、今の時点では効果的ではないかと考えます。

最後、市町村と児童相談所との連携と協働について書かせていただきました。この15年あるいは10年ほど、全体で言えば25年、30年、児童虐待が政策課題になってきたわけですけれども、15年ぐらいの間、役割分担ということが強調されてきた。これにはプラスの面とマイナスの面があるように思っております。役割分担ということで、こちらは私たち、ここはこっちだというような、場合によっては押しつけ合いというものが生じている状況にあるのではないかと思います。本来必要なことは、役割分担よりも、何を大切にするかという価値の共有であり、この子を守りたい、この保護者を加害者にしたくないという目標や意志を共有することだと思えます。

その上で、ともに調査をしたり、ともにアセスメントをしたり、そして、必要な支援の全体像を明らかにする必要があると思えます。シートがあればアセスメントができるというものではない。きちんとした力量と、こういった協働があってアセスメントができるのだと思えます。その上で、押しつけ合いではない重なり合う役割分担をしていくことが必要ではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

きょうは松本座長代理が欠席ですが、恐らくこの時間に休憩をとれという声が出てきそうな気がしますので、いつもより短いのですけれども、15分ぐらいまで、5～6分の時間しかとれませんが、休憩を挟みたいと思えます。よろしくお願いします。

(休 憩)

○山縣座長 少なくとも委員は全員着座ですので、再開したいと思えます。

今から七十数分残っていますが、きょうはある程度出ていないところを埋めていこうというのが一つの課題ですので、事務局の方で項目として4項目で整理していただいております。それぞれについて各20分程度、これはオーバーしてしまいますけれども、その他が少な目なので、各20分程度のイメージで切りながら、余ればまた全体ということになりますが、御意見をいただけたらと思えます。

まず、児童相談所の業務のあり方について、既に奥山委員からこれは抜けていますよ、既にあるもので書かれていないものもありますよという御指摘もありましたが、加えて議論できていないところもありましたら委員から御意見をいただけたらと思えます。よろしくお願いします。

○奥山委員 いろいろ皆さんからヒアリングもしてきて議論を伺っている中で、見相

側からとか県側から見ている意見は結構多く出ていると思うのですが、  
「子どもの権利を守るために」というところがこのワーキングの目的のはずです。そこを再度確認して、つまり、子どもの権利を守るために児相のあり方をどうしたらいいかを考えているのだという確認のもとに、議論をスタートしていただきたいと思います。

○山縣座長 基本は、大前提はみんなそうなっている。ただ、それが各意見等に十分反映できているかどうかの評価の話になりますから、私はコメントしませんが、子どもの権利を守るためにという前提で議論しておられるのではないかと考えています。改めてそのことを頭に置いて御意見をいただけたらと思います。

どうぞ。

○藤林委員 座長の、「議論できていないところの意見」と言われると、大体出尽くしたのではないかと考えています。その観点で、とりあえずこの業務のあり方の初期対応と支援を分化する方向性については、大体もう一致しているのではないかと。

客観性、専門性を担保する、また、支援業務に影響を与えない、より適切に保護するという意味でも、この方向性は大体一致しているのではないかと。ただ、問題は様々な児童相談所があり、小規模であったり、大規模であったり、バリエーションが様々なので、それをどうするかというところの意見が分かれているところかと。

1点、前半の意見の中で、安部委員さんから初期対応が強化されると職権保護が増えるという意見がありましたけれども、それは必ずしもそうは言えなくて、初期対応イコール職権保護をふやすという目的ではなくて、不必要な職権保護が減るということもあったり、最近増えている警察からの身柄つき保護においても、必要がなければ迅速に家に帰すといったこともあるわけなので、それは違うかなというところの意見を述べさせていただきました。

○山縣座長 ありがとうございます。

浜田委員。

○浜田委員 今、藤林委員の御発言に乗せて考えますけれども、確かに大まかなところの意見は、特にこの業務のあり方についての項目は出てきていると思います。未検討のものとしては、今おっしゃった中で2つ言おうと思っていたのですが、一つは、今も出てきました小規模な児童相談所があって、機能を分けようがない可能性があるところをどうするのかというような、児童相談所のあり方がさまざまであるということについてどうするのか。端的に言いますならば、全国一律のあり方をうたうのか、それとも、それぞれの実情に応じたあり方を許容するという言い方がいいのかわかりませんが、許容するのかという観点が一つです。

あと、こちらはまだ余り総意がまとまっていないのではないかと考えていますのは、機能の分化というのが方向性として有効なのだとすることは出ているかと思いますが、それを例えば組織的にも完全に分けてしまうのか、それとも、先ほど藤林委員から御紹介がありました福岡市のように、組織の内部できっちり分けるというあり方で行く



のか。それは片方に集約してしまうのか、そうでもないのかというところについては、なかなかまとまっていないところではないかとは感じております。現状認識としては、このようなところかと思えます。

以上です。

○山縣座長 井上委員、奥山委員、お願いします。

○井上委員 井上です。

今の議論のところでもどうしても言っておきたいので、はっきり言いたいと思います。

できることとできないことを最初の段階で考え過ぎてしまって進むのではなくて、今回、奥山委員が言われたように、平成28年度児童福祉法改正法という英国などでは子供法という別個の法律ぐらいの勢いで作ったものに匹敵するものが日本ではできたのだということをまず明確に認識する。それがあから子どもに向かって、変えていかなければいけないものはこういうものがあるということを出していかなければいけないと思うのです。それを実行に移した時に、イギリスの中でも最初の3年間ぐらいはこういう困難が起きました。この困難が起こった段階で、大事なことはこういうふうに変えるべきだということを出した上で、現時点では何々州はこういう理由でそれができないのですということを出した上で、そして、それでできないのでこういうやり方をする。ですが、その後変えていくというような、そのような形で話をしていかないと、最初から難しい、人がいない、こうだからできないという形を前に出して話をすると、変革は起こらないということなのですね。

ですので、議論の進め方のところ、ぜひそういったニュアンスを入れていただいてやっていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 先ほど川松さんからのヒアリングの中の後のコメントや質問で話をさせていただいたように、児童相談所が本当は相談所だったのに、虐待対応というチャイルドプロテクションの部分が入ってきて、それがどんどん膨らんでしまったという現状をまず認識する必要があると思います。

次はどうするかということなのですが、確かにもうここまで来て、チャイルドプロテクション部分を児相から離すのだというのは、なかなか難しいわけではないかと私も思います。だとしたら、私は児童相談所をチャイルドプロテクションサービスにしてしまった方がいいのではないかと考えます。支援の部分ができるだけ市町村の基盤整備をして、市町村に大きな部分として出す方向性とした上で、チャイルドプロテクションへの移行期としては児童相談所の中に支援マネジメント、全体の支援をどうマネジメントするのかという部署を置いていくことだと思います。つまり、児相の主たる機能はチャイルドプロテクションだとしてしまった方が、わかりいいのではないかと案です。

その理由のもう一つとしては、社会から求められているのがそこなのではないかということです。今、児相に求められているのは、死亡事例をなくしてほしいとか虐待から子どもを守ってほしいというのが社会からのニーズだと思います。ですので、児童相談所がチャイルドプロテクションをやるところなのだとこのところを一番の目的にし、そして、ガイダンスとしての支援を逆にどうしていくのか。そこを私は市町村あるいは民間も含めて、支援というのをある意味外出しにしながら、少なくとも一時期は、支援マネジメント機能を児童相談所の中に残していくという考え方の方がいいのではないかと思います。

○山縣座長 江口委員。

○江口委員 今まで文書で発表してきましたので、変わったところだけ申し上げます。

虐待対応の初期対応の部分はいろいろ議論が出ておりますが、児童相談所のもう一つ、27号1項3号措置、いわゆる施設入所、里親委託の子どもたちの養育をどう守っていくのかというのも、児童相談所の非常に大切なキーになる作業でございます。この部分を長年の議論の中で大阪は切り分けて、そこをきっちり支援しましょう、家に帰せる子は集中的に帰しましょうと、ここからは虐待対応の初期対応から離しましょうということで、集中的にやりました。この部分をどう考えるかも児童相談所本体の議論の中にはぜひ組み込んでいただきたい。

それから、きょう、発表しましたように、10年間かかって様々な議論をいたしました。虐待対応と組織を分けた時に起こるのは、それ以外のセクションとの間でのケースの受け渡しが非常に難しくはなるということは、20年前からわかっております。その中でそういう点も考慮して組織体制に変えてくるということで、虐待対応の件数でございますとか、介入・保護の状況を踏まえながら、児童相談所がそのときの人員で一番的確な組織体制を組んでいくしか生き残る道はないと思います。まずもって人員体制がきちんと整備された中で、組み直していく必要があるのではないかと。そういう意味でいえば、藤林先生におっしゃっていただいたように、介入・保護的なケースワークをどのように機能させるのかを都道府県ごとにきっちり考えて組織体制を組むことについては大賛成でございます。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員 児童相談所が子どもを守り、保護者を加害者にしない。この役割にとにかくきちんと対応していく、権利擁護の機関なのだとこのことで明確にしていく。この方向性だろうと思いますし、実態はそう動いてきていると思っています。

江口委員の出してくださった資料で、この10年間に大阪府では虐待相談が3倍になって、警察からの通告を除いても2倍になって、そのための職員を3倍にしたと。一時保護が10年間で2倍になっていると。まさにそういう状況で、それに応じてきたと

ということだと思います。

その上で、どうしても必要なことが2つあると考えますけれども、一つは本当に職員がやめないようにする。力量が蓄積されなければ表面的な対応になってしまいます。精神論で、児童相談所はできていないではないかということでは、この役割は果たしていけない。

今年7月の緊急対策で児童相談所の職員を2,000名ふやすとなった。江口委員がその人数が増えて育つまでもう少し辛抱してくれと実は言っているということですがけれども、この対策はやはり精神論では乗り越えられないという認識に立った、きちんと人を配置し、育てるということを本気でやらなければならないと思います。

もう一つ大事だと思うのは、子どもの権利擁護を図ることですが、警察とは違う。そこで行くべきは、悪いところを見つけて処罰するという危機介入のあり方ではない。きちんとその方の話を聞いて、そして、その中で頑張っているところにはうなずいて、でも、それは受け入れられない、それは違うということについては、こちらとしては譲れないということをちゃんと示すというあり方だと思います。

そういう場面では、警察とは違う。社会福祉においては、支援と危機介入、初期対応がパラレルの関係でいくというのは、これは今後も続くだろうと思います。市町村がきちんとソーシャルワークを担い、支援を担う。また、支援には民間も入ってくるということは絶対にそうだと思います。しかし、それでも、児童相談所が権利擁護に集中したとしても、パラレルに、当事者と福祉的な面接を、ソーシャルワーク面接ができなければ権利擁護の役割は果たせないと考えます。そのことをお伝えしたいと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○奥山委員 チャイルドプロテクションのところにかかわる支援に加えて、先ほどの障害の手帳判定など、児童相談所は虐待対応以外の仕事を結構多くやっているわけです。その辺をどうしていくかも考えていく必要があると思います。ずっと児相がやっていくべきなのか。私は別組織で行うべきと考えますので、その辺を議論していくべきではないでしょうか。

○山縣座長 相澤委員。

○相澤委員 ここに出てきていないのは相談機関として、児童家庭支援センターなのです。そういう意味では、先ほど民間委託というような話が出ましたけれども、児童家庭支援センターには指導委託もできるので、有効な活用の仕方もあるべきです。例えば介入して、これは支援するのは難しいという時に、乳児院などに附置されたセンターに小さい子などだったらそこに相談援助、支援を委託するとか、そういうやり方も考えて、使うべきものは使っていくという方向もきちんと検討すべきではないか

と私は思います。

○山縣座長 私もちよっとしゃべらせてください。

今までの議論の中で、民間委託のことが今も少し出ていましたけれども、障害児で言うと、児童相談所でやっていたものの一部が市町村に行き、さらに民間の活用をしているというのが障害児領域だと思うのです。高齢者は福祉事務所から市町村に行つて、さらに民間を活用しているという形の中で、虐待等、児童相談所のそれ以外の部分については余りそこが進んでいなかった。そのところを、今は所内の機能分担というのがかなり出てきたけれども、市町村との役割分担かな、分担ではないかもしれない。委託ですね。機能を変えるわけではなくて必要なものは民間でもできるという意見がかなり出ているということをしっかり議事録の方では受けとめていきたいと思えます。

もう一つ、これは最初に私が聞こうと思って、浜田委員だったか、誰から出ていましたので、規模の小さいところの問題について、今いろいろな意見が出ていますということと、川松さんから出た数字でちょっと信じられない部分があるのだけれども、本所ですね。いわゆる昔の中央児相のイメージのところの管轄人口の最小値が5万6000人と出ていて、そんなところかと。一番少ないところで60万前後の都道府県人口ですね。そこで2つぐらいはあるとしたら、5万というのは何の数字なのか。全体にその人口の捉え方が、皆さん方の人口はきっと私のイメージしている人口と余り変わらないと思うのですけれども、このデータが怪しげな部分があるのですが、データを疑うということよりも、まず小規模エリアですね。管轄エリアのところでの機能をどのようにお考えなのか。

今は両方ありますということですが、そのまま両論併記のイメージでずっと行き続けるのか、ある程度方向性を示して、先ほど井上委員が言われたように、今はこうなっているけれども、いずれこういう方向で10年後なり3年後には実現しますよと。これは恐らく奥山委員がかなり主張しておられる第三者評価などで、そこで改善計画を示せみたいの中に、あるいは現状のステップを示すということをやることによって解決可能かなと思っているのですが、今の小規模のところについての御意見、何かございますでしょうか。

井上委員。

○井上委員 これも先ほど浜田委員も言われていたのですけれども、小規模のところの考え方でうまくいかない場合は、少なくとも県の中の中央児童相談所ではこういう形でしますというのは、最低限、全国同じ格好で決めていく。それを決めていくのですが、小規模のところの中ではこの要素とこの要素とこの要素がないので、これはできない、そこに関しては中央児相がするという、本当に明確に理由づけとあり方を出していくというのが大事だと思うのです。

そういう小規模のところに行きますと、逆に児童虐待の対応ということではなくて、

先ほどから出ています障害の子どもさんたちの家庭などの対応とか、そういったものが逆に多いのです。その理由は、例えば心理的な検査をしようと思っても市町村の体力がなくて、そういう方たちがいない、きちんと相談できるところがないという時に、その小規模の児童相談所の役割としてはとても重要な面として残っている。きょうここでディスカッションになっているような、江口先生、藤林先生が言ってくださっているような虐待対応を児童相談所が全部持っていってしまうという格好のイメージにすると、そこはもう全然違った児童相談所になってしまう。そういう現実があることをイメージしていただけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

安部委員、その後、宮島委員。

○安部委員 安部です。

小規模も含めてなのですからけれども、児童相談所の機能分化というか、セクション分化の話をしているわけではなくて、子どもの権利をどうやって守るかという話をしていと思うのです。チャイルドプロテクション部門と同意に基づく分離。そこで子どもの権利をどう守るかということと、それから、サービス提供を含めた家族支援という3つをどういう形で保障するかということで、それが一番確実なのが児相の中のセクション分化だろうと。だから、小さいところであっても、その3つの機能を持たなければいけない。そのような発想が要ると思うのです。

もう一つは、奥山先生が言われたように、児童相談所ありきではなくて、この3つの機能をどんな形で保障していくか。今ある児童相談所を使うのが一番簡便だろうし、実現性は高いということですからけれども、でも、プロテクション部分をどこがどのように担うか、同意に基づく子どもの権利をどのように担うか、そして、同意に基づく支援をどのように構築していくか、誰が担っていくかという、その仕組みを考えていく。だから、小さいところでも、例えば本来は所長とかスーパーバイザーがそれをきちんと確認できていく仕組み、もしくはそれをチェックしていく機能みたいなことが要るのかなと思いました。

以上です。

○山縣座長 最後にしたいと思います。

宮島委員。

○宮島委員 実際の状況がわからないといけないという思いから、地方の児童相談所の事例検討会などにも参加させていただいています。そうすると、児童福祉司、合わせて所員が10人ぐらいというところがございます。私は、そこも含めて、現在は子どもたちの権利を守るという色彩は明確になっていると思います。

何年かそういう活動を続けているのですけれども、最近はい相の職員だけではなくて、当該事例を担当している市町村の方も入っていただいて、2時間半ぐらいで午前、

午後1事例ずつというような検討をするのですが、市町村であっても、本当に御自分のところの責任として子どもたちの権利をどう守っていくのか、死亡事例を出したくない、この大変な親子をどう支えられるのかを必死に考えておられると思います。まず、そのことを前提にしないといけない。地方で小規模なところは平和なイメージ、そうではないということをまず前提を置かなければいけないと思います。

組織の実際のあり方は、国で一律にこうだということを示すのは、私はちょっと違うのかなと。とにかく今求められていることは、子どもの権利を守ることだということを明確にするのであって、あと、冷徹にきちんとアセスメントができること、厳しいやりとりがあってもその中で見失わない力をつけることが大事だと。

実際のその組織のあり方については、自治体が自分の状況を踏まえて自分で考えることを奪ってしまうのはいかがなものかと思います。権利擁護が第一だということを示した上で、そして、今回の調査結果でも多様なあり方がありますね。それぞれ合理性や妥当性を検討した上でそのようになっていると思いますので、そのあたりは地方がきちんと考える。考えることを求めるということが方向性なのではないかと思います。

2つ目、先ほど奥山先生が、児相が何でも抱えるのはいかがなものか。私もそう思います。今回、育成相談や障害相談をなおも続けて児童相談所がやりたいという意見が多かった。これは実際にそれを担当していく中で、そこにかなり難しいケースが入っているという実感があって、これは簡単には手放せないのだぞという認識が影響を与えているのではないかというように私は解釈します。

その上で、ただ、いつまでもどんどん肥大化して児童相談所が大きくなれば良いということはある得ないので、移譲していく必要があると思います。しかし、個々のケースを、一々このケースを委託しますというやり方では仕事を頼むのはとても大変なことで、自分のところでやる方が逆に楽だったりします。もうちょっと一括してお願いできるような仕組みをとっていく必要があるのではないかと思います。

その具体例で今始まるところで期待されるのが、里親関係。フォスタリング機関として一括して一連の働きをお願いできる。そういうやり方をほかのものでも導入していく必要があると考えます。ただし、それを行ったら児童相談所の職員というか、体制を軽くしても大丈夫となるのだというような誤った認識に至らないように注意していく必要があると思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

○奥山委員 基本的に今のお話を伺っていて、少なくとも責任である県、政令市、児相を持っている自治体が、この機能とこの機能をどういう形でやっていくのか、きちんと県に明確にさせていただく必要があると思うのです。

だから、例えば1つの児相の中に複数の部署を持つとかでもいいでしょうし、複数

の児相を持っている県では、この児相はチャイルドプロテクションに徹させます、別の児相は支援マネジメントの機能に徹しますという形にすることも一つありだと思っ  
ので、先ほど宮島先生がおっしゃったように、そういうものは県の中で考えていけば  
いいけれども、機能分化が必要であることを明確にしたうえで、いろいろなモデルが  
あるということを国が提示し、県がどのような形でやっていくかを決定していくとい  
う形もあると思います。先ほどの確かに最小値人口5万の児童相談所があるのかもしれ  
ませんが、県の人口が5万ということはありませんので、県全体としてそういう児  
相や支所も含めて、機能分化をどう進めていくのかをきちんと提示してもらうことが  
重要なのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

今の点は、まだきっと奥山委員の中には言いたい、ほかの委員の方から突っ込みた  
いこともたくさんあると思いますが、そういう意見があったということをしつちり頭  
の中に置いておいていただきたいと思います。

続きまして、今の役割分担、機能分担とも絡んでくるのですが、要保護児童の通告  
のあり方について、同じく15分、20分程度時間をとりたいと思います。ここは意見が  
少し分かれている部分があります。そこに対してさらに追加の御意見でも結構ですし、  
そこまで意図されていたかどうかわかりませんが、例えば相澤委員が言われていたよ  
うな児童家庭支援センター等も活用した通告とか、そういうこともあり得るかもしれ  
ません。あらゆるものを想定したらという意味ですけれども、完全民間ではなくて、  
公的に近い部分の問題ということで、何かございましたら。

藤林委員、お願いします。

○藤林委員 では、口火を切って。私が前回報告しましたように、ミスマッチの問題  
というのは大体共通しているのではないかと思いますし、清水委員さんのところにも  
その部分は書かれてあると思います。

それをどのように解決していくのかといった場合に、例えば面前DVを警察の方で  
トリアージして、これは市町村だというようにしてもらおうというのがありますけれど  
も、これはもう全児相が10年ぐらいかけてずっと要望しながら実現しないわけなので、  
これはほぼ実現は無理なのだという前提に立たないといけないのではないかと。「189」  
の運用を虐待に特化するということも、ここまで広がってしまうと、かなり難しいの  
ではないかという気がします。特化したとしても、軽微な泣き声通告のようなものが児  
童相談所に入ってくるという問題は解決できない。

そう考えると、このミスマッチ問題を解決するためにはどうしていくのか。これも  
先ほどの初期対応と支援の問題と同じで、バリエーションになっていくのかなど。こ  
れも政令市、中核市、特別区、都道府県、その規模によって様々なバリエーションが  
あって、どのような対応をすればミスマッチとか業務のロス、マンパワーのロスを防  
げるのかというところが基本的な考え方ではないかと私は思います。

○山縣座長 具体的な案というのとは何かあるのですか。あるいは10年間全児相が取り組みながらうまくいかなかったのは、厚労省側の問題なのか、それとも警察側の問題なのか、そういうことに関する何か。

○藤林委員 それについてのコメントは議事録に載ってしまうので言いませんけれども、前回言いましたように、少なくとも通告を受けたところが調査を行うというルールはもう少し柔軟にするべきではないかと思えますし、政令市でも中核市でも、通告を受けたけれども、初期調査を行うところが区役所であるとか、そんなふうにしていくことは可能ではないかと思えます。

○山縣座長 ありがとうございます。

奥山委員。

○奥山委員 先ほど宮島先生もおっしゃっていたように、インテークは非常に重要だと思います。逆に言えば、今、インテークのトレーニングを受けていない児童相談所や市町村の方がインテークをやっているというのが現状なのです。実際にかかる側からすると、相手によって相当違いますし、もう一つは、夜間になると、警備のおじさんみたいな人が出てきたりするときがあって、かけたくなくなってしまうような状況も中にはあるのです。

かけてくる人にきちんとインテークできる体制を、まず整えてほしいのです。皆さん、サービス提供側の御意見が多いのですが、外から通告する側としては、そこは非常に大きいのです。インテークのトレーニングをした人がしっかりとうまく聞いてくれるということが大切です。通告をした人にもしゃべりやすくさせるという意味もありますので、そこを考えたら、通告窓口がばらばらにずっとあることは、結局インテークのトレーニングをされていない人が受けることになってしまいますし、そういう意味で通告を受けるところの専門性をしっかりと上げてほしい。そういう意味でも窓口を一本化してほしいというのは、通告する側としては強く思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、先に江口委員で、その後、宮島委員。

○江口委員 実際、児童相談所に虐待通告が入ってきましたということで、まず私たちがするのは1次調査、2次調査という言い方をするのですが、市町村で、例えば保育所でどんな様子でしたかとか、学校でどのような登校状況ですかとか、わかりやすく保健センターの保健師さん、どう思いましたかとか、そういった情報をなくして総合的なアセスメントはできませんということです。市町村の情報なくして基本的に都道府県だけでアセスメントできるとは私は思っていない。必ず関係機関であるとか、場合によっては前に住んでいた市町村の情報なども総合的にとった上でアセスメントをして初期対応を進めていくということから考えて、市町村との連携なくして、協働なくして総合的なアセスメントはできないと思っています。

という意味で、現在、市町村にレベルの差もございまして、いろいろな市町村の規



模もございませう。ただ、熱心にやっているところはかなり市町村にその辺の所属情報が集中して集まってきているのは現実には感じますので、そこである程度、いわゆる1次調査で必要な情報が蓄積されているという10年以上の現実を踏まえた上で考える必要があるのではないかと考えています。

夜間の問題でございませうが、先ほど御紹介しましたけれども、夜間休日の児童相談所の出動件数が非常に増えているのは、市町村の夜間対応がまだまだ充実してきていないからというのは承知しています。ただ、この総合拠点の中で、たしか夜間休日に対応すると何らかのインセンティブがついていたと思いますので、これから市町村が夜間休日にどう対応していくのかということところが、5年、10年先までを見込んだ上である程度整ってくれば、その辺の相互方向の情報交換も進むのではないかと。

いずれにしても、虐待通告の初期アセスメントは、先ほどからございませうように、非常に難しい。難しいけれども、市町村の情報なくして総合アセスメントはできないという現実には、現場としては強く感じているところでございませう。

以上です。

○山縣座長　ありがとうございます。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員　2点申し上げたいと思います。

少し話が戻る部分もございませうけれども、警察からの通告についてですが、所長会が10年取り組んだけれども、ならなかった、諦めたということになって発言が終わってしまうのは、やはりまずいのではないかと考えています。13万数千件のうちの半分が警察を経由して入ってきている。このあり方の見直しなくして実際の業務のあり方、何よりも子どもの権利、子どもの利益を中心にした対応の仕方は見えてこないと思います。

警察からどういう場合に児童相談所あるいは市町村に送った方がいいということも明らかにすべきだと思いますし、何よりも警察からの通告が半分に至っていますけれども、実際には、警察の段階でどのように対応しているのかということが全然外に出てきていないというのが重要な問題だと思います。奥山先生が、先に、警察への調査が必要なのではないかと仰っていただきましたけれども、警察でもぜひとも取り組んでいただきたいと思うのです。

実際に110番に連絡が入った、近所の方から連絡が入った、何人の警察官が行って、どういう言葉のやりとりをしているのか。この対応は場合によってはインタークに匹敵するわけです。全体を見渡せば、警察での対応の質が向上されることが必要で、これは福祉機関ということだけではなくて、子どもと家族からすればそこが支援の入り口なわけですから、それが適切な対応ができるように、警察でもぜひとも取り組んでほしい。それが実際にどう行われているのか、どういうところに難しさがあるのかということも、ぜひともこれだけ件数が増えているのですから、警察の方でも検討して

いただく必要があると考えます。

その上で、どういう事例をどのような資料をつけて児童相談所等に送って頂くのが適当なのか。その引き継ぎの仕方も明らかにする必要があります。

とにかく安全第一だということで、帰せないからと。しかも夜間、11時になって、3時になって、朝4時半になってでも。警察から帰してしまったら警察の責任になるから一旦児童相談所に送りますといった運用がかなりあるように聞いています。

当事者、子どもと御家族にとって、どういう対応が警察のレベルで必要なのか、警察から児童相談所へどういう形で、あるいは市町村にどのように通告ないし協働を進めるのが良いか、これはぜひとも検討していく必要があるのではないかと思います。

2つ目として、市町村に保育所や学校、そういうところから本当に難しいケースが持ち込まれます。市町村の生活保護の部署からも持ち込まれます。この時に持ち込んでいる方は、保育所も病院も何らかの危機を感じているわけです。しかし、これは危機だから福祉部門に伝えるけれども、虐待としての対応はしないでくださいというような持ち込み方があったり、不安なのだけれども、その不安とか心配の中身がうまく言語化できないということがあったりします。そのために、市町村の側でもうまく受け取れなくて動かない、どの辺が不安なのかが明確にされないまま適切な対応がなされないということが起きます。このようにケースの入り口は本当に大事なので、特に市町村においてこういった入り口、話が持ち込まれた時に具体的にどうするのかを事例のレベルで検討できるようなものを設けていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山縣座長 では、浜田委員から順番に行きます。

○浜田委員 お先に失礼いたします。

今、言おうと思っていましたら宮島先生から言ってくくださったのですが、警察からの通告の件でございます。もちろん相手さんのあることですので、交渉と申しますか、申し入れが常にうまくいかないというのも百も承知でございます。百も承知ですが、だからといって、これはなかなか諦めていいお話ではない。こちら側の工夫としてやるべきことはやるのですけれども、ここはなかなかハードルが高いというのは認識しておりますが、引き続き尽力していかねばならない事項であろうと思います。ですので、警察との交渉は大変かもしれませんけれども、引き続き御尽力願いたいと私からも意見を申し上げておきます。

2つ目、通告の受け手の点のところでは。私はもともと通告の受け手は一元化した方がいいのではないかとこのワーキングでも申し上げておりました。ただ、その発想は、奥山先生の御指摘と近いのかと思いますが、いわゆるたらい回しと申しますか、それはあっちに行ってくれ、それはこっちに行ってくれというようなことを複数耳にしてきたからでございます。ただ、私の経験ももちろん限られた範囲でございまして、もしそういうことが実態として、少なくとも多くないのだよ、多くはち

やんとできているのだよということでしたら、それはそれで制度を変える必要性は高くはないという結論もあり得るのかなと思っております。

最終的に重要なのは、機能が確保されること。先ほどもありましたけれども、電話をしてきた人からきちんと情報をもらえること、その人に情報を伝えようという気になってもらうこと。その機能が確保されることが重要であって、形を分けること、そこが本質ではない。いかにして機能を確保するか。そこそそが重要なのだということがこの論点でも当てはまることかと思っておりますので、そこが重要だなと改めて認識をいたしました。

以上です。

○山縣座長 奥山委員、お願いします。

○奥山委員 窓口のインテークとアセスメントは、全く一緒にして進めるものではないと思うのです。インテークをして、そして、本当にすぐさまでも行かなかったら危ないというのだったら警察と一緒にいかないといけないという危機的なものはそのように対処しなければならないのですが、そうではないのは、これは児童相談所が主にアセスメントしましょう、こちらは市町村が主にアセスメントしましょうとインテークした人が振り分ければいいことであって、アセスメントに市町村の情報が必要だから、インテークも両方必要だということにはならないと私は思います。

○山縣座長 インテークとアセスメントは機能的には分離できるということですね。では、井上委員。

○井上委員 井上です。

先ほどの警察の件のところなのですけれども、ヒアリングのときも私は言いたかったのですが、一番大事なことは、警察の中の生活安全課が対応しているのか、刑事課が対応しているのかということなのですね。20年ほど前の段階で、今も続いています。救急隊の方に小さな子どもさんが亡くなりそうという状況で入った場合に、直で消防から警察に連絡が行くのです。この事実は今も変わっていません。ですので、20年前は私たちのところも、最初、刑事課の方が、患者さんがたまたま息を吹き返したのでかかりつけの方に行きたいという形で来た場合、私のところに刑事課の刑事さん、特に若い人が飛び込んでこられまして、靴で土足のまま入ってくるような状況で、立件できそう、そうではないというところを判断されて、そこでもう帰られるというような対応が昔でした。

現時点では、生活安全課にきちんとそういうケースの対応をお伝えして行って、かつ、要対協などにも入っていただいて、そして、一緒にやっていくという制度を進めていますと、イメージがわかってこられて、刑事課の方が直で児相に行ったりということはなくなって、必ず生活安全課に振っていただいて、そこの方でそのエリアの状態を判断して次にするということもできるようになってきています。

ですから、ヒアリングをする段階でも、生活安全課だけあるいは刑事課だけで判断

しているのかという違いなども明確にさせていただくようなヒアリングをしていただくということと、生活安全課が市町村の中にきちんと入っている自治体なのか、そうではないのかというところを見ていくことが大切だと思います。

生活安全課は、高齢者の方の問題でも実は市町村の中に出向の形で入ってこられていて、そこで一緒に仕事をしているという自治体もたくさんあると思いますので、知っておいていただけたらと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

最後にします。安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。

要保護児童の通告の問題ですけれども、そもそも2005年に子ども家庭相談が市町村業務になった時に市町村も加わった話なのですが、それが身近なところで、どこでもハードルを低くして通告できるようにという目的だったと思います。ただ、それを運用している間にいろいろ弊害が目立ってきたので、一本化という話になっているのではないかと思います。違うかもしれません。

ですから、窓口の一本化が問題ではなくて、今起こっている弊害をどう解消するかの方が課題ではないかと思われました。確かにインテークがちゃんとできていないということ、初期対応をすべきところでできていないということもあるでしょうけれども、もう一つ、泣き声通報、面前DVが児相に集中して、それが児相業務を圧迫しているというところの課題だという気はします。

なので、現行法でも、現状でも、市町村と一緒にそれを確認するとか、市町村にその確認をお願いして、それをもって児相の確認をする、調査とするというような、そういう運用が可能ではないかと思うのです。ですから、窓口一本化という議論よりも、受けた窓口がきちんと通告対応しているかという対応の方の議論が必要ではないかと思いました。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

12時ですね。ちょうど心も切りかえることができます。3つ目のテーマです。資質の向上を図るための方策について、同じく今のような形で自由に御意見をいただけたらと思います。

奥山委員、先ほどのインテークワーカーの研修とか質の向上ということを少し言われましたね。今までSVの話と児童福祉司一般の話はやってきましたけれども、インテークワーカーの研修というのは別のものを示しておられるのか、それとも児童福祉研修の中に、今はアセスメントの中身はある程度入っているけれども、インテークが余りにも少ないからそこを充実しましょうというイメージの御意見、どちらですか。

○奥山委員 少なくとも、誰がインテークするかによって変わってくると思います。

人事異動はあるにしても専門的にインテークする人を置けるのであれば、インテークそのものの研修ということが必要だと思います。

○山縣座長 独立した。

○奥山委員 独立した研修。私は直接受けていないのですが、山田不二子先生が海外のインテークワーカーを招聘して、かなり充実した数日間かけてのインテークだけの研修を行っておられました。そういうことは必要になってくると思います。そのぐらい専門性の高いものだという意識を持ってほしいということです。

○山縣座長 わかりました。

浜田委員、その後、奥山委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

今までの議論で中心的なことではないところを先に申し上げて申し訳ないのですが、資料3にも出てくる弁護士配置の関係で、きょう、奥山先生から常勤弁護士の配置の義務化という御意見をペーパーの中でいただいております。これについて、一言だけ。必ず常勤弁護士でなければならないという御趣旨であれば、私は反対でございます。

現在、常勤弁護士は御承知のとおり少しずつ増えてまいっております。私は大半の方を存じ上げておりますけれども、いずれの方も各地で大変に努力をなさっていて、うまくやったださっているというのは百も承知でございます。ただ、常勤弁護士でなければそれが解決できないものかということ、そうではないと思っております。きょう、江口委員からも御紹介のありました、私も仕事しております大阪府のようなやり方は、複数の、率直に言うとかかなり多数の弁護士がかかわることにより実現できているという面は非常に大きかろうと思っております。

あと、弁護士の方ですけれども、給源としても、全ての児童相談所に十分な能力のある弁護士を送り出すことができるかを考えますと、若干の不安を覚えないでもないという気もちちょっといたしますので、一つの意見として申し上げます。

以上です。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 SV研修をまずきちんとやってみて、効果判定してという意見が書かれているのですが、実を言うと、SV研修をやってみたら問題点が多すぎるというのが現状です。地域間格差が非常に激しいですね。これでSVと言っているいいのというような方々が結構おられます。一方で、できているところはできているのです。けれども、できていないところがあるという方が問題であって、そこを考えると、SVの質を担保していくというのは、とてもあの研修をやり、児童相談所でOJT、実務だと言われても心もとないということが、研修をやっている側からの声として上がってきているというのがあります。それを考えても、資格化という話をもう少し早く進めなければいけないのではないかと考えます。

もう一つ、浜田先生の今の意見なのですから、確かに例えば児相に医者を配置

しろと言いつつ、そのような機能を持った医者が十分存在するかという話になるのです。必ずそういう話になるのですけれども、そこでやっていく中で、例えば児童相談所に配置されたドクターが精神科のドクターなのに結構傷のことまでわかるようになっていたり、小児科なのに精神的なことや親のこともよくわかるようになっていたり、ニーズに合わせてかなり発達していくのではないかと思うのです。

確かに大阪のように弁護士さんが山のようにいて、山のように応援団がいるところはいいのですけれども、県によっては、それこそ医者以上に弁護士は地域差が激しいと思うので、そこも一つ気になるところです。

もう一つは、立入調査などの時に、一緒についていける。ぱっとすぐ一緒についていけるということが、今後必要になってくると考えると、常勤の方を今の段階から入れていく必要があると思います。もちろん、周りでサポートする弁護士さんたちは山のようにいることは望ましいと思うのですけれども、緊急に実務に加わることも必要と考えたので、常勤化が必要と委員提出資料には書かせていただきました。

○山縣座長 ありがとうございます。

江口委員。

○江口委員 この間、十年選手を何とか位置づけてほしいと。どういう形がいいのかというのは十分な知恵がないところですが、児童相談所現場で立入調査は、大阪を見ていただいたらわかるように40～50件やっております。そうすると、所長に時々立入調査のやり方をスーパーバイズしてくれと。はっきり言うと、立入調査をしたことがないとなかなかスーパーバイズできません。かなり危機的な入り方をしますので、様々なことが現場で発生します。そういう意味でいえば、現場での相談援助の経験というのが非常にこれからの任用要件でございますとか、児童相談所長のこれからどうなっていくのかを考える上で非常に重要なこと。

ますます法的対応について権限行使が求められていく時代でもございますし、弁護士の先生方あるいは鑑定医の先生方とも意見交換をしていくということから考えましても、ぜひとも相談、実務経験ですね。これを非常に大切にしたい形で明確にさせていただくことが重要ではないかと感じましたので、申し添えます。

以上です。

○山縣座長 藤林委員。

○藤林委員 安部委員のペーパーを興味深く読ませていただきまして、本当にもっともだと思えます。確かにこの10年間で、各児童相談所が社会福祉士なり、精神保健福祉士なりの専門職を採用している都道府県が増えていったのも事実だと思いますし、福岡市もようやく平成21年からですから、ちょうど10年になっているわけです。この人々が将来スーパーバイザーとして本当にしっかり機能していくのかどうか。今のままでいいのかどうか。または、ここにもう一つ何らかの仕組みを採用するべきかどうか。ここは本当に重要な岐路になっているのではないかと思うのです。

私の印象では、今の公務員の人事サイクルの中で、本当に専門職採用された人々がスーパーバイザーを目指してやっていこうというモチベーションを持ち続けることが、どこの都道府県でも政令市でもやっていけているのかどうか。ここにどうしても危惧を感じるわけです。安部委員さんも同じ意見ではないかと思うのですけれども、そこに何らかの仕組み、公務員であり、なおかつプロ意識を持ったソーシャルワーカー、スーパーバイザーとして成長していただくためには、宮島先生の意見のポイント制がいいかどうかはわからないのですけれども、何らかの仕組みをプラスアルファ導入するかどうかは、非常に重要な岐路に立っていると私は思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

井上委員。

○井上委員 今、藤林委員がすごく重要なことを言ってくださったのでつけ加えたいと思うのですけれども、やはり虐待の対応というのは、経験の蓄積、スキルの蓄積、これはもう外せないものだと思うのです。それを今の児童相談所の人員の動きの中で見ていくと、3年とか5年とかで長くても交代していくという中、しかも、それを本当にやりたいと思って来ている人以外の人も来る状況の中で、この部門をそのまま残していくのか。先ほど奥山先生も言われていましたように、外部に虐待に特化する形のものを作って、そこはその人事の中とは別で固定でずっとやって、民営を使っていくという考え方とか、その辺のところも少しイメージしていかないと、虐待のところに関しては難しいのではないかという印象を持っているのですけれども、いかがでしょうか。

○山縣座長 安部委員。

○安部委員 これは国が言えることではないと思うのですけれども、私は北九州市役所に心理職で入ったのです。これは暗黙の了解だと思えますけれども、心理の仕事をしてほかの仕事に出る、また市に戻ってくる。だから、一応心理職なのだけれども、一般事務員として採用されたので、人事ローテーションには乗らなければいけない。

特に専門的な、江口先生も井上先生も言われるように、本当に児童相談所のプロテクションチームのメンバーを担うというのは、本当に専門性が高くないと、いろいろな知識と総合的な知見を持っていなければいけないし、親御さんと対峙するような、そういうタフさも持っていなければいけない。でも、それを一つの場所だけで、特に政令市の場合は児童相談所の数が少ないので、児童相談所の中で異動できないということを考えると、複数の児相を持っている都道府県だったらその中で養成していくという一つのモデルができる。政令市だったら、児童相談所を拠点にしながら区役所に行き、そしてまた戻ってきて児相の仕事をし、福祉事務所なり、更生相談所なり、精神保健福祉センターなりに行ってまた戻ってくるみたいな、そういう専門職養成のプログラムを作っていくことで、それは現実的には可能なのかなという気はしますけれども、それを国がしろというわけにはいかないかなと思います。

以上です。

○山縣座長 安部委員、今、指定都市は区があるから、子どものことをやっているかは別にしているところがあるのだけれども、中核市の義務化とか、中核市の話も出ていますね。中核市になると、それさえなくなりますね。その辺について、中核市の義務化は横に置いておいても、設置促進だから、少なくとも作ったときのSVのあり方で何かアイデアはありますか。

○安部委員 逆に言うと、中核市は子育て支援を今まで中心的にやってきた機関だと思うのです。児童相談所を作ったとしても基本は子育て支援があって、でも、プロテクション部門だとか、それから介入的な部門は出てくるので、措置とか、児童相談所でしかやれない部門ですけれども、子育て支援をきちんとやっている人というのは、逆に子育て支援の限界もわかってくるのではないかということで、子育て支援の専門家を養成というように考えていくと、中核市でも可能ではないかと思います。

○山縣座長 今までの議論だと、児童福祉司をベースに、カチツとした機関ではなくてある程度機関設定をしているから、子育て支援部門は評価されない。評価しましょうと言えば、それで終わってしまうのだけれども。

○安部委員 そういう意味で、例えば人事交流で都道府県の児童相談所に一度行き、そこでプロテクションをきちんと学んだ人がスーパーバイザーになるみたいな考えはあると思います。

○山縣座長 そういう意見は前から出ておりましたね。

井上委員。

○井上委員 ちょうど大分市が中核市になるので、今、一緒にやっていて思うのは、4,000人ぐらいの子どもさんが生まれてしまって、それを大分市として全部把握しようとしたらうまくいかないのです。なので、支所に当たる部分で大分市をエリアに分けて、6つぐらいの場所に分けて見ていきます。そうすると、児童福祉司の部分のところも、母子保健のところも、そういう形で分けたところできちんと把握したものを統括していくという格好にしますので、それを一つ一つの部署と考えると、働く場所をかえていくという形でキャリアをふやしていくのも一つの手ではないかと思っています。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 私としては、最初に言った専門機関にするというのを、すぐにできるかどうかという意見が出るのは承知はしていますが、目標にすべきではないかと思います。

県立病院みたいな、県立チャイルドプロテクションセンター、つまり、県立子ども保護センターであって、その県立子ども保護センターには専門家が多数いるという制度です。もしかしたら京都の方が、大阪にはいい人がいるからといってヘッドハンティングするみたいなことができるようなものです。それぐらいの専門性を持った機関



にしていくべきだと考えます。行政の中で動いていく中で、児相とは関係ないいろいろなことを学ばなければならない。いろいろなことを学ぶのは悪いとは言いません。だけれども、その専門性を上げていかないことには、子どもを守り切れなくなっているのは事実だろうと思うのです。

例えば私はもともと小児科医ですけれども、今、小児救急の部署に行ってできるかといったら、できないです。救急でやらなければならないこととそうではなくてやること、慢性疾患としてやることは全く入り方も違ってきます。それが専門性です。専門性を上げるという意味では、いずれは専門機関にしていくのだということが必要ではないかと考えます。

○山縣座長 では、宮島委員、浜田委員で、一旦この3番目は終わらせてください。

○宮島委員 ありがとうございます。

3点申し上げたいと思います。スーパービジョンがどうも対話で対面的にやることだけをイメージされやすい日本の現状があると思うのですけれども、前の会議でも申し上げましたが、福山和女先生はスーパービジョンは体制であるということをおっしゃっていて、広くとれば採用とか人事も含めてスーパービジョンなのだとおっしゃっています。この視点をきちんと押さえる必要があると思います。

2点目、今申し上げたことと関連しますけれども、人材確保と人材の定着と人材育成というのは、セットであるという流れだと思うのです。うちの学校の場合、福祉経営の学びがあるので強調されるのですけれども、とにかく児童相談所は嫌だし、疲れてしまうし、やめてしまうし、やめなくても頑張っていたら潰れてしまうしというのがあるので、本当に実力ある組織にする。子どもたちを守るためには定着ができるような、勤め続けられるような、そういう環境を作っていくないと、プロの機関とはなり得ないと思います。

3点目は一度申し上げたことですが、ポイント制がいいかどうかはわかりませんが、単に何か講座をとったら、スーパーバイザーとしての実力があるのだよということではない。誠実に業務を担って行って、本当に忙しくて優秀な方こそがずっとそこから離れられないので、何の資格も取れないようなこともあるわけです。でも、それでいいとは思いません。そういう方の実践報告をまとめるようなことはぜひとも必要だと思うのですけれども、誠実に、実力のある方が実際に業務をしていることが加味されて評価されるような資格というより、私は認定制度が必要ではないかと考えます。

以上です。

○山縣座長 浜田委員、お願いします。

○浜田委員 2つありまして、行政の中でずっとSVさんという人が公務員として1カ所の行政機関にいる前提で考えると、なかなか難しいなと今聞いていてもやはり思います。ただ、それこそ当面そういう形を取らざるを得ないということを見ると、

当面SVについては、宮島先生御提案のポイント制というのは私は大変いいなと思って拝見いたしましたけれども、確実にこれとこれというような要件をまず作るというよりは、いろいろな要素をかなり幅広く、こういう要素を持っているといいよねというのを幅広くポイントの基礎として挙げていただいて、そのうちの何点以上だったら認定できるというような形をとらざるを得ないのかなと思いました。

これは見果てぬ夢なのかもしれませんが、先々、例えば資格化がされるなりなんなりをして、いろいろなところの行政機関をSVさんが転々としていく未来を想像いたしました時にも、それこそ弁護士と同じですけれども、この人はこれに強い、この人はこれに強いというふうなSVさんそれぞれの色というのものもしかするとあったらいいのかもしれないなと夢想をいたしました。

そう考えますと、当面のものとしてというのがありますけれども、先々のものとしても、このポイント制で物事を考えるというのはなかなか魅力的な御提案なのではないかと感じました。

以上です。

○山縣座長 では、短めにお願いします。

○相澤委員 皆さんの議論を聞いてそのとおりだと思いますけれども、私はつけ加えたいというか、SVのためのSVということで国が何ができるかなと思った時に、例えば今虹センターで専門相談などをやっていますけれども、実際にSBSの疑いがあるような時に、セカンドオピニオンみたいなものが必ず必要になってくる。そういう意味では、セカンドオピニオンということで、例えば日本子ども虐待医学会などがあり、専門家がいる。そういうところにきちんとアクセスできるような、SVのためのSVのような機能を持つようなシステムをぜひ作っていくことも必要ではないかと思えます。

○山縣座長 奥山委員。

○奥山委員 ポイント制が悪いということではないのですけれども、ポイントをどう担保するのが一番問題だと思います。いいかげんなポイントをとっていかれても困るのです。そういう意味でも、ここに書かれていないことの一つとして、私は最初にお話ししたのを思い出したのですけれども、資格を取るのに、何か研修してテストを受けて、はい、資格ですという資格では実務の資格には不適當です。我々の専門医の資格でもそうではないです。この人は大丈夫と認定された人や組織のもとで何年研修しましたというのがないと資格を取ることができないはずなので、資格化といった時には、イメージとして、研修を受けてテストを受けて資格というのではないということはお話しておきたいと思えます。

ある意味、ポイントといえばポイントなのです。つまり、認定された場でどのような実務の研修を積んだというポイントを積み重ねていって試験が受けられるみたいなものが一般的に資格試験と言われるものでは多いので、そういう意味では同じかもし

れませんが、資格化が必要という点で確認しておいた方がいいと思いました。

○山縣座長 質を伴っていない形だけのものはだめだということだと思います。

最後、増田委員。

○増田委員 ありがとうございます。

市町村職員の資質の向上という点で1点だけ申し上げます。市町村職員におきましては、自治体の規模にもよりますが、大小あるのですけれども、前回も申し上げましたけれども、S Vの配置はなかなか人材的に難しいのではないかとというのが1点。

その原因としましては、経験値が少ないのではないかとということで、お話もありましたけれども、実践的なトレーニングとか、それぞれの職員のスキルとかレベルに合った研修体系とか、そういった部分での御支援をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

あと5分しかなくて、最後のパートに行きますが、申し訳ないのですけれども、5分程度延長することをお認めいただけますでしょうか。

では、その範囲で最後のその他というくくりになっている中身について、追加の御意見等がございましたらよろしくお願ひします。

浜田委員、奥山委員。

○浜田委員 ありがとうございます。

実は奥山委員に御質問を申し上げたかっただけですけれども、ぱっと出てこなくて申し訳ないのですが、第三者評価のところ、今児童福祉施設とかでやっているような形のものではなくて評価機構が必要なものであるという御指摘が提出資料のペーパーにあったかと思ひます。

○奥山委員 そうです。

○浜田委員 済みません。私の理解が追いついていないので教えていただきたいのですけれども、その評価機構を作ることによって現在あるような第三者評価と違う、評価機構だと実現できることというのはどのあたりのかを教えていただければと思ひます。

○奥山委員 これは私が知っている範囲なので、違ったら皆さん修正していただきたいのですけれども、都道府県によっては、評価者、評価する団体を入札で決めているところもあると聞いています。また、全国でどのぐらいの数の評価をしている団体があるのかというと、結構団体はあると思ひます。評価の基準みたいなものは出しているのですけれども、幾ら評価の基準があってもきちんとわかる人が入って評価しているのか。しかも、その評価をする団体に、例えば施設というのはどういうものかが良く理解できる、つまり良い施設で働いたことがあるという人がかなり入っているのかということ、そこも不明な点があるのです。そういう意味でも、児童相談所が子ども

の権利を守るのだとしたら、その評価はそんなに曖昧なものではできないだろうと考えます。

簡単に言うと、第三者評価のコストは非常に安いのです。一時保護所も今そうなっていますけれども、たしか30万円ぐらいと記憶しています。例えば今、うちの病院が評価機構に医療評価を受けるとしたら、何百万か払わないと評価してもらえない。しかも、大体最近の病院は評価機構の評価だけではなくて、ISOもとるとか、いろいろな評価をきちんといただくというのが前提になってきているのです。そういう意味でもきちんとした評価をする、しかも全国の児童相談所のレベルをきちんと統一化していこう、子どもの権利が本当に守られているのかどうか、子どもの側に立ってやっていこうとしたら、入札でどこかにみたいなことではなくて、質が担保されたしっかりとした機構を作っていく必要があると思います。

それは、例えばイギリスのOfstedのように国がやるという考え方もあるでしょうし、どこかに委託するという考え方もあるかもしれないのですが、専門性が高いしっかりとした機構を作っていく必要があると考えます。

○浜田委員 ありがとうございます。

○山縣座長 では、奥山委員、意見としては。

○奥山委員 意見としては、アドボケイト制度をしっかりと議論してほしいというのがあります。今回の目黒事件でも子どもが発している声がきちんと届いていないということが大きな問題になったのですが、子どもの言葉を届ける人が必要だと思います。海外の里親で育った方々の団体の元里子さんたちの話を聞いていても、僕の何とかさんという人が、アドボケイトしてくれる人が必ずいるのです。そういう制度は必要だろうと思っています。

もちろん、すべて子どもの言うとおりにするという意味ではなくて、子どもの声を代弁した人の声を聞き、ソーシャルワーカーさんが本当に子どもの最善の利益を考えるのです。つまり、ソーシャルワーカーが「君の声も十分アドボケイトを通じて聞いて、君の最善の利益を僕たちは十分考えたらこうすべきだと思うのだけれども、どうかね」というものをきちんと子どもに説明しなければいけないのです。そういうところの輪を回していくためにも、アドボケイト制度をしっかりと構築していく必要があるのです、それに関して議論していただきたいと考えます。

○山縣座長 ありがとうございます。

藤林委員。

○藤林委員 アドボケイト制度については奥山委員と同一の意見ですが、必ずしも児童相談所が子どもの最善の利益を十分考慮していない場合も発生し得るわけですし、それが児童相談所として意識できていない、または把握できていない場合もあるのかなと考え、子どもの権利を守るためには、二重、三重のチェックが必要なので、アドボケーターの存在は必要です。

その場合に、発言できる思春期、学齢期の子どもさんだけではなくて、乳幼児さんであっても、赤ちゃんであってもそこにアドボケーターの存在が必要ではないかと。イギリスのチャイルドプロテクションのビデオなどを見ますと、赤ちゃんにもちゃんとアドボケーターがついているのだということがわかるわけなのですけれども、そういった本当に子どもの側に立ったアドボケイトをどのようにシステムとして構築していくのかという問題。

現在、児童相談所運営指針においては、児童相談所の方針と子ども、または保護者の意向が異なる場合に、児童福祉審議会で意見を聞くことになっているのですけれども、果たしてそれでいいのかどうかも改めて考えていくべき問題であるし、もし活用するのであれば、どのような活用の仕方がいいのかということも議論するべきではないか。

そういう意味では、昨年度そういった研究報告書も出ておりますし、今年度も進んでいるのではないかと思いますのですけれども、そういったこともこのワーキンググループでもう少し議論してもいいのではないかと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

安部委員。

○安部委員 安部です。

本来、子どもの権利を守るのは児童福祉司の役割のはずですね。だから、それがどんなふうになちゃんと担保されていないと奥山先生が思われているのかをお聞きしたいのです。

○奥山委員 先ほど言いましたように、児童福祉司さんは子どもの最善の利益を考えて動くのが役割なのですけれども、子どもの声をきちんとそこに届ける人が必要です。子どもは福祉司さんの前で、決して言いたいことが言えるわけではないのです。

実際にイギリスとかアメリカではそういう制度になっているわけですが、日本の子どもこそ必要なのではないかと思います。アメリカやイギリスの子どもは結構しゃべるのですが、日本の子どもはしゃべらないですね。ですから、日本の子どもたちにこそ、アドボケーターがいて、その声を届ける必要があります。もちろん、その声も判断しつつ、子どもの最善の利益が子どもの声とは異なるとソーシャルワーカーが判断したなら、「君がそうしたいのはわかるけれども、今、君のためにはこうだよ」というのを、今度児童福祉司が子どもにしっかりと説得するというプロセスも必要です。

今、子どもの声がないところで決めて、子どもの権利を守っていると思いきんでいのではないかと思います。そこが問題だと思います。

○山縣座長 相澤委員。

○相澤委員 アドボカシーは、児童福祉司さんもアドボカシーなのです。だから、フォーマルアドボカシーとインフォーマルアドボカシーと、ピアアドボカシー、それ

と、専門・独立のアドボカシーがいて、今、議論しているのは、独立・専門のアドボカシーをどのように設置しようかと。なので、もともと児童福祉司さんはアドボカシーなのですけれども、そうではなくて、今、奥山先生が言ったように、最善の利益を考えるのではなくて、子どもの声そのものを伝える、そういうシステムが必要だということ、それについては入れるべきだと思います。

○山縣座長 一部の自治体では、子どものオンブズパーソンとか、オンブズとかと言われるものを導入しておられるところもあるのですけれども、正直、広がっていないというのも認めないといけないと思います。

ほか、いかがでしょうか。

私の方からも一言、先ほどの奥山先生が使っておられる言葉が正確に理解できていない気がするのですけれども、私も井戸の中の生活をしているので誤解があるのかもしれないかもしれませんが、少なくとも大阪では第三者評価の仕組みについて言うと、高齢者、子ども、障害全てを超えて評価者の研修をすることと、その人がそういうものがどれだけおるかを含めた評価機関の認証をする。第三者評価機関の認証機関を大阪府が持っている。その認証を受けたところしか第三者評価ができないという形に大阪府はなっているはずです。

ただ、それは形だけなので、では、質が伴っていますかと言われたら、それは自信を持って言えないけれども、形としては3段階の構成でやるようになっているという事実はあって、これが大阪だけの話なのかどうか、入札でやると言われて、そんなことがあるのかとドキッとしたところなのです。

どうぞ。

○相澤委員 アドボカシーシステムを導入するのに、アドボケイトになる人の養成もすごく難しいと思いますし、それがすごく大切だと思うのです。ここで権利侵害というか、不適切な対応が行われたらアウトなので、それをどう作っていくかはきちんと議論していくべき問題だと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

5分オーバー状態で、ほぼ予定の時間が来てしまいました。まだまだ議論を続けたいところですが、今後のスケジュールのこともありますし、全体としてのスケジュールも、一旦ここで皆さん方ワーキンググループの御意見を改めて追加修正させていただいたものをもとに素案を作らせていただいて、その素案をもとに次回は議論できたらと思っております。

事務局から何か追加はございますか。

○國松室長補佐 本日は長時間御審議いただきまして、ありがとうございました。

次回の日程はまた改めて御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山縣座長 どうもありがとうございました。お疲れさまでした。